

西大學生報

第 三 百 三 十 四 號

昭 和 十 年 十 一 月

緊急勅令に依り改廢された法律の運命………	中谷敬壽……………(一)
國際聯盟規約第十六條制裁論……………	川上敬逸……………(二)
支那見學小記(完)……………	新町徳之……………(六)
浪華儒林傳「梅花社」の篠崎氏……………	石濱純太郎……………(三)
學 內 報……………	……………(四)
本學記念日改正 教員異動……………	……………(五)
校 友……………	……………(六)
大阪支部 福岡支部 尚文會 動靜 住所移動……………	……………(七)
改姓名……………	……………(八)
學 會 消 息……………	……………(九)
千里山法律學會 哲學會 國文學會 法律研究會……………	……………(一〇)
大 學 祭……………	……………(一一)
關大スポーツ……………	……………(一二)
學 生……………	……………(一三)

yoichiro

辯護士 西本寬一 著

株式會社重役論

菊判上製
紙數三五〇頁
定價貳圓八拾錢
送料十四錢

最新刊

著者は茲に「株式會社定款論」及び「株金拂込論」の二書を公刊し、其の會社法に對する造詣の深遠該博なるは世既に定評のあるところである。本書は、株式會社法中最も重要な取締役、監査役に關する部分を取扱ひ、總ゆる問題を捉へて之が難解なる法理を、恰も快刀亂麻を斷つが如く縦横に論じて餘すところなき手際は、著者にして始めて希求し得るところである。而も行文の流麗は透徹せる議論と相俟つて、讀者をして盡きざる興味を覺えしめる。殊に本書は實際家の手に成る理論書であつて、諸學者の所説は固より判例、決議の如きは漏れなく其の要旨を摘記せると共に、商法改正要綱は悉く之を引用して、學者、實務家の參考に供せんとしてゐる。株式會社重役の責任を祖上にして論争せらるゝ今日、本書一冊は其の實務に携はる重役諸氏は固より、法曹各位にとつて必携の指針である。

西本寬一著 株式會社定款論

菊判上製 四五〇頁

定價 參圓八拾錢
送料 貳貳錢

最新刊

英國信託業務論

菊判上製四六〇頁・定價參圓五拾錢・送料十四錢

ギルバート・トマス・スチーヴンソン著
立教大學前教授
滿洲國法學校教授
中根不羈雄譯

本書は、米國信託界を代表する有数の信託業者である著者が、信託の生みの親英國の制度と信託業務とを視察研究の爲、渡英二回、多くの英國信託業者と會見し、書肆で資料を蒐集し、歸米後更に非常な努力と熱心とを以て研究の結果成されたものを、新進篤學の譯者が、原文の一句をも忽にせぬ忠實と、譯語の正確とを期しつゝ、翻譯せられたものである。
我が國信託法の改正が司法省で行はれつゝある今日、信託制度の先輩である英米兩國の最近の信託立法と信託實務とを、先づ知るの緊要なことはいふ迄もない。これ本書を、信託業務に携はる士、信託に關心を持つ人の必讀書として推奨する所以である。
尙、本書には、原語との對照索引を附して、所要事項の檢索を容易ならしめると共に、信託に關する譯語に苦心しつゝある人々に抄からぬ利便を計つてゐる。

東京駿河臺中央大學前

振替電話 八三二一八
電話 八二二二田

株式會社

大田書院

大阪北區梅田新道

振替電話 大北 一三五
大阪 一六七
梅田 九一五
新道 二七五
番番番 二二三

緊急勅令に依り改廢された

法律の運命

教授 中 谷 敬 壽

一序——問題の提出 二學說の摘要 三主張及び立論の方法

四消極的論證

五積極的論證 六餘 論

一 序——問題の提出

我が國において單に緊急命令又は緊急勅令 (Notverordung; Notkaisergesetz)

と謂ふときは、通常、帝國憲法第八條に所謂「法律ニ代ルヘキ勅令」を意味してゐる、と云ひ得る。蓋し、現行制度上廣く緊急勅令といへば、實に憲法第八條に謂ふ「法律ニ代ルヘキ勅令」のみならず、更に憲法第七十條に依る「財政上必要の處分を爲す勅令」の兩者を併せ考へなければならぬが、憲法第八條は謂はゞ緊急立法權についての定めであり、憲法第七十條は謂はゞ緊急財政處分權についての定めであるから、通例、第七十條に依る勅令は之をその實質より觀て特に緊急財政處分の名を以て呼ばれ、之に對し單に緊急勅令又は緊急命令と稱して憲法第八條に依る勅令を意味せしむる用例が多いからである。夫故に、茲でも亦右の用例に倣ひ、單に緊急勅令又は緊急命令といつて憲法第八條に依る「法律ニ代ルヘキ勅令」のみを意味することとする。この意義における緊急勅令又は緊急命令については、故伊藤公もその著「帝國憲法皇室輿論義解」に於て「憲法ノ中ニ於テ疑問尤多キ者トス」と云はれた如く、多くの法理上の問題が包まれてゐるが、本稿においては紙幅の關係もあり旁々その一つの問題のみを捉へて考察する

こととする。即ち、緊急勅令を以て既存の法律を改廢したが而もその勅令が次の議會に於て承諾せられざるが爲めに失效した場合、右の緊急勅令に依り改廢せられた法律は復活するや否や、といふ問題であり、謂はゞ、緊急勅令失效の場合その勅令に依り改廢された法律の運命如何、といふ問題である。

かゝる問題についての結論としては、學說として謂はゞ復活説と非復活説とがあり、しかも我が國においては復活説の方が寧ろ有力かに看取せられる。加之、我が國に於て嘗て緊急勅令を以て法律を改廢したことがあるが、具體的には結構右に提出したるが如き問題は起らなかつた。即ち右先例の一つは、桂内閣の時のことであつて、明治四十二年十月勅令第二百三十五號の緊急勅令を以て明治三十九年法律第五十六號「韓國ニ於ケル裁判事務ニ關スル法律」を廢止したが、政府は右の緊急勅令を次の議會に提出しなかつた爲めに、法律が復活するや否やは議會の問題となるに至らなかつた。最も右緊急勅令の不提出については衆議院の問題となり、政府は、議員花井卓藏博士の大々的質問に對し、「緊急勅令を議會に提出してその承諾を求むるは、將來に向てその效力を存續するを要する場合に限る。法律を廢止せる勅令は其の效力を將來に存續するものにあらず、故に政府はこの先例を遵守し本勅令を議會に提出せず」(註、右に謂ふ所の先例とは、緊急勅令その二つの勅令とも議會に提出しなかつた前例を指して云つてゐるのである)と答辯したが、衆議院は之を不當とし滿場一致を以て、「政府は速に右の緊急勅令を議會に提出すべきものなり」との決議を爲したが遂に實行されずに終つた(註、右決議は議會の最終日になされた)今一つの前例は、田中内閣の時のことであつて、昭和三年の第五十五臨時議會閉會後程なき同年六月、勅令第二百二十九號の緊急勅令を以て大正十四年法律第四十六號「治安維持法」の一部を改正したが、右勅令案はその成立過程に於て隨分と議論があり、殊に樞密院の審議に於ても賛否の兩論沸騰して遂に本會議は兩日に亘り、四項目に及ぶ賛否的決議を附して辛うじて原案が可決された程であつたから、その後の議會の承諾

についても可なりあやぶまれたが兎に角第五十六通常議會に於てその承諾を得たので、改正された舊法規の復活するや否やは最早議會の問題となるに至らなかつた。かくの如く緊急勅令を以て法律を改廢した具體的の先例に於ては、或は緊急勅令の議會への不提出若くは辛うじて議會の承諾に依つて、提起したるが如き問題は兎も角起らずに終つたわけであるが、然し提出した問題の如き場合の法理の論としては、前に一言した如く正反對の學說の存する以上、未だ解決したもの云ふことを得ない、從て之れが法理上の解決を企圖すること價値なしとしないが本小稿は固より問題の解決を示し得たとなすものではなく寧ろ問題の提出に外ならないのであつて、即ち、復活説の首肯しがたい點を明かにして、以て非復活説に左袒し且つその所以について些か論證を試みんとしたに過ぎないのである。

二 學說の摘要

先づ敘述の順序として學說の概要を瞥見すれば、先に一言した如く、提出した問題については謂はゞ復活説と非復活説とがある。

一 復活説の見地

茲に復活説とは、法律を改廢した緊急勅令が議會の不承諾に依つて失効すればその勅令に依つて改廢された法律は當然その效力を回復すべきものである、と一寸見解を云ふ。かゝる見解は、帝國憲法の制定當初既に存在してゐたものであつて、先づ之を唱へられたのは故伊藤博文公であつた。即ち、伊藤公は前記の著書に於て、次の如く自ら問題を提出し且つ之れが解答を試みられてゐる。曰く、
「緊急勅令ハ以テ法律ノ曠缺ヲ補充スルニ止マルカ又ハ現行ノ法律ヲ停止シ變更シ廢止スルコトヲ得ルカ、曰此ノ勅令ハ既ニ憲法ニ依リ法律ニ代ルノ力ヲ有スルトキハ、凡ソ法律ノ爲スコトヲ得ルノ事ハ皆此ノ勅令ノ爲スコトヲ得ル所タリ、但シ次ノ會期ニ於テ議會若シテ承諾セサルトキハ、政府ハ此ノ勅令ノ效力ヲ失フコトヲ公布スルト同時ニ、其ノ廢止又ハ變更シタル所ノ法律ハ總テ其ノ舊ニ復ス

ヘキナリ」(「帝國憲法皇室典禮」)と。是れ明に復活説であつて、此の説を採る他の憲法學者の見解も、大體に於て、伊藤公の右の所説を正當とし之を祖述せられたものと言ふことが出来るであらう。

例へば、故有賀博士は、「緊急勅令は既成の法律を根本的に廢止するの效力なく、若議會の承諾を得ずして無効に歸するときは、前の既成法律は再び公布を待たずして自然に復活す」と云はれ(有賀長雄「國法學」下一八三頁以下、又故市村博士は、「緊急勅令の效力は緊て議會の承諾にあり換言すれば議會の承諾を條件として發する一時的のものなり。故に其の效力も亦議會の承諾を條件として存在す。議會が緊急勅令を承諾すればその效力は確定すれどもその承諾なき場合に於ては緊急勅令は仍ほ條件附の效力を有するに過ぎず。然らば之を以て舊法律を確定的に廢止變更するは非なり、緊急勅令の目的より謂ふも敢へて舊法律の規定を確定的に廢止變更する必要を見ず唯一時の例外として法律の適用を停止し若くは其の例外を規定すれば足る。然らば緊急勅令には法律を確定的に廢止變更する效力を認むる必要はなし。特に緊急勅令は例外の規定なり。例外の規定は之を嚴格に解し唯其目的を達する必要の範圍内に於て其の效力を認むべきものなり。此の點より謂へば緊急勅令は法律を確定的に廢止變更する效力を認むる能はず。(故に)緊急勅令は未だ議會の承諾を得ざる間に於ては唯法律の效力を一時停止するに過ぎず、積極的に法律を廢止變更する確定的の效力なく、(從て)緊急勅令に依り一時其の效力を停止せられたる法律は、その勅令の失效により、當然に復活す(市村光惠「憲法精理」二八二―四頁、「帝國憲法論」七九三―八一四頁)、と論ぜられる。清水博士は、「緊急勅令は固し議會の不承諾を解除條件として發したるものなるにより、議會若し之を承諾せざるときは、之に基きたる處分行爲の如きは既往に遡りて效力を失はざるも、之が爲めに廢止せられたる法律は復活すべきものなること、先に述べたる緊急勅令

を廢止したる緊急勅令自身が廢止せられたるときは前の緊急勅令が其效力を復活すると異なることなし。故に（前記伊藤公の帝國憲法義解の所説を引用して）

緊急勅令に依て廢止せられたる法律が其勅令の失効と同時に復活すべきことは、憲法起草のときの精神なるのみならず、緊急勅令の性質より考ふるも至當なりと云はざるを得ず（清水澄「憲法篇」一一〇七頁、「緊急命令につきて」（國家學會雜誌四二卷一〇號）四七八頁、「逐條帝國憲法講義」一一三二頁）、と云はれ、副島博士は、「法律の規定を變更又は廢止する緊急勅令を發し、之を議會

に提出して承諾を得ざるに由り其の將來に效力を有せざることを公布したるときは、元との法律は復た行はるべし。蓋し憲法第八號第一項の規定せる勅令は之と一般に對する例外の規定なり。夫れ議會の協賛を経て制定したる法律の規定は亦議會の協賛を経るにあらざれば之を變更廢止するを得ざることは憲法の大原則とする所なり、唯緊急の必要ある場合に於て法律の規定を變更廢止するに緊急を以てするは止むを得ざるの事に屬す。然れども勅令を以て法律の規定を絶對に變更廢止せしむるの理由は決して存することなし。常則に従ひ議會の承諾を以て始めて之を永久に變更廢止せしむること寧ろ適當とする所なり（副島義一「日本帝國憲法要論」七版・二二三頁）、と説かれる。美濃部博士も亦前記伊藤公の憲法義解の所説を正當せられ、「緊急勅令を以て既定の法律を廢止變更するの規定を設けたる場合に於て其の緊急勅令が不承諾となりたるときは、前の法律が其の效力を復活するものなることは更に疑を容れず。是れ緊急勅令が暫定的效力を有するに過ぎざることより生ずる結果なり。緊急勅令は應急的立法たる性質を有するが故に、法律に代る命令なれ共法律の如く初より確定の效力を以て發布せらるるものに非ずして、唯一時の急に應ずるが爲めに次の議會に至る迄の暫定的效力を以て發せらるるものなり。緊急勅令は初より假効力を有するに止まり次の議會の承諾を得ざることを解除條件となすものにして、隨て其の不承諾により當然効力を失ふものと解するを正當とすべし」（美濃

部達吉「緊急命令論」、法學協會雜誌四五卷八・九號其他の著書參照）、と論ぜられる。

以上瞥見した如く、之等諸大家の説かれる所は、その理由に於て多少説明の仕方と異なるも、而もその要旨は殆ど同巧異曲であつて、何づれも皆緊急勅令の效力を所謂假効力と觀從て勅令失効の場合それに依り改廢された舊法は當然その效力を復活するものとなす、見解である。

二 非復活説の見地

茲に非復活説とは、法律を改廢した緊急勅令が議會の不承諾に依つて失効するもその勅令に依つて改廢された法律はその效力を回復すべきものでない、とする見解を云ふ。かゝる見解を採る學者には、故懋積博士・故井上博士・故上杉博士・一本博士・佐々木博士・佐藤博士等がある。即ち、

故懋積八東博士はその著「憲法提要」に於て、「緊急勅令ハ一切法律ト同一ノ形式的及實質的ノ效力ヲ有ス。若議會ニ於イテ承諾セザルトキハ政府ハ將來ニ向ツテ此ノ勅令ノ效力ヲ失フコトヲ公布スルコトヲ要ス。將來ニ向ツテト謂フトキハ此ノ失効ハ既往ニ遡及スル者ニ非ザルヲ明言シ、以テ或ハ此勅令ヲ其ノ發布ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トスルノ疑義ヲ絶ツナリ」と云はれ、又故井上博士モ、「法律ハ法律ヲ以テ廢止スベキヲ原則トスル。然共憲法第八條ハ特ニ緊急勅令ナルモノヲ定メ法律ニ代ルベキ效力ヲ有スルモノトナシタルガ故ニ、法律ヲ以テ法律ヲ廢スルコトヲ得ルガ如ク、此勅令ヲ以テ法律ヲ廢スルコトヲ得ルモノナリ。而シテ其廢止ハ法律ヲ以テ廢止シタルト同一ナリ、即チ廢止ニシテ法律效力ノ停止ニアラザルガ故ニ、後ニ緊急勅令ガ將來ニ向ツテ效力ヲ失フコトアルモ前ノ法律ヲ復活セシメザルモノナリ。前ノ法律ヲ廢止シタル後ノ法律ガ廢止セラル、モ之カ爲メニ前ノ法律ガ復活セザルト其理一ナリ」（井上密「大日本帝國憲法講義」二四七頁）、と説かれ、故上杉博士も亦、「緊急勅令ハ完全ナル國家ノ命令トシテ法律ニ代ルノ效力ヲ有ス—法律ニ代ルト言フノハ法律ノ爲

シウルコトヲ爲スノ意味ニシテ憲法上ノ立法事項ヲ定メ法律ヲ廢止變更スル效力アルコトヲ云フ一緊急勅令ヲ以テ法律ヲ廢止變更スルモ法律ト異ナルコトナク條件付ニ之ヲ廢止變更スルニ非ズ。緊急勅令ハ手續ニ於テモ實質ニ於テモ完全ナル國家ノ命令タリ。法律ニ代リ完全ニ法律ヲ廢止變更スル。ソノ議會ノ不承諾ニ會ヒ之ガ廢止ヲ公布シタレバトテ、既往ニ遡テ嚴タル國家ノ命令ヲ以テ廢止シタル法律ガ何ノ理由ニ依リ又更ニ復活センヤ」(上杉愼吉「帝國憲法述義」四五頁・「帝國憲法」(中央大學出版)三八二頁)、と主張せられる。又一木博士は、「議會ノ承諾ヲ得ザルガ爲メ緊急勅令ヲ廢止スルトキハ、緊急勅令ノ爲メニ廢止ニ屬シタル法律ハ自ら再び效力ヲ得ルヤ否ヤト言フニ、緊急命令ハ法律ト同ジク其施行間ニ生ジタル一切ノ事實ニ屬スル法上ノ結果ヲ確定スルノ效力ヲ有スルモノナルガ故ニ、其法律ノ廢止ヲ確定スルコト能ハザル理由ナシ」(一木喜徳郎「法令豫算論」一六〇頁以下)、と論ぜられ、佐々木博士は、「緊急勅令ガ法律ニ代ルトハ法律ト同様ノ作用ヲ爲スノ義ナリ。故に(一)内容トシテ法律ト同一ノ事項ヲ規定スルコトヲ得、又(二)效力トシテ法律ト同一ノ效力ヲ有ス。……緊急勅令ガ其ノ效力ヲ失フトキハ……其ノ緊急勅令ニ依テ廢止・變更セラレタル法律ノ受クル影響ニ付テハ區別ヲ要ス。(イ)其ノ緊急勅令ハ法律ヲ既述狹義ニ於テ廢止又ハ變更シ即チ全部又ハ一部ヲ永久ニ消滅セシメタルコトアリ。此ノ場合ニハ其ノ緊急勅令ノ失效ノ爲ニ其ノ法律ハ復活スルコトナシ。蓋シ緊急勅令ノ失效ハ單ニ將來ニ向テスルノミ、既往ニ於テハ完全ニ存在シ、總テ完全ニ其ノ效果ヲ發生シタルモノナレバナリ。(ロ)其ノ緊急勅令ハ法律ヲ停止シタルニ止マルコトアリ。此ノ場合ニハ其ノ緊急勅令ノ失效ノ爲ニ其ノ法律ハ復活ス。(イ)ト(ロ)トヲ混同シ、緊急勅令ノ失效ノ爲常ニ法律復活スト誤解スベカラズ」(佐々木惣一「日本憲法要論」六〇五―六一四頁)、と説かれる。佐藤博士も亦、「法律ヲ以テスルト同ジク緊急勅令ヲ以テ法律ヲ變更、廢止スルコト得。而シテ其ノ變更、廢止ハ固ヨリ確定的ニシテ法律ヲ以テシタル

ト相異ル所ナシ。總テ一旦緊急勅令ヲ以テ變更、廢止セラレタル法律ハ其ノ緊急勅令ガ效力ヲ失フコトアルモ決して復活スルコトナシ」(佐藤正次郎「帝國憲法講義」二五六頁)、と云はれてゐる。(尙其他松本重敏博士「憲法原論」八〇二―八頁、金森徳次郎學士「帝國憲法要綱」二九三頁等も同様の見解である)

以上瞥見した諸大家の説く所は、何づれも皆或は積極的に或は消極的に緊急勅令の效力を解して法律と同等のものなりとし、總て緊急勅令失效するもそれに依つて改廢された法律はその效力を回復するものでない、とする見解に外ならない。

三 主張及び立論の方法

前記學說の摘要に依て知られる如く、緊急勅令が失效すればそれに依つて改廢された前の法律は復活するや否やといふ問題については、全く正反對の學說が相對立し、而もその見解の當否は遽に論斷しがたいかに見られる。然しかゝる正反對の學說が生ずる所以について考へるに、それは一に緊急勅令の效力を如何に解するか懸つており、更に又緊急勅令そのもの、性質に緊急勅令に對する議會の承諾の法的意味如何に密接な關係のあることを知る。夫故に、單に提出せる問題の如き場合に舊法が復活するや否やを決するにも、先づ緊急勅令そのもの、性質を瞥見し更に緊急勅令の效力並に緊急勅令に對する議會の承諾の法的意味如何を検討する必要がある。緊急勅令にとつて重要な問題たる右三者を先づ検討して問題の結論に及ぶことは固より推理の正常な過程たるに相違ないが、特に正反對の學說の相對立せる問題の如き場合に斯くするときは、それは或は右三者についての單なる見解の相違に歸着し從て結論も亦前提たる問題についての見解の差異に基く當然の歸結といふようなことになり易いことを恐れると共に、他面提出せる問題に於てはその結論は疑もなく前の法が復活するか復活せざるかの二者何づれか一つに決すべきであるから、茲では立論の便宜上、先づ第一段として、復活説の結

論を假に一應肯定して、その結論の前提をなす緊急勅令の效力・性質及議會の承諾の三者についての此説のとれる見解を吟味して、因て以て復活説のとれるそれらの前提と結論との間に正しく論理的正当性 (Logische Richtigkeit) の有るや否やを考察し、若し之を缺くとなしうるならば復活説は正當でないといふ豫斷を下し得る。從て若し復活説が正しくないとすれば問題の場合に於ては非復活説の方が正當であらうといふ豫想もつき得ることゝて、次に第二段として、非復活説の結論を假りに一應肯定して、その結論の前提をなす緊急勅令の效力・性質及議會の承諾についての此説のとれる見解を吟味して、因て以てその前提と結論との間の關係を考察すること第一段の如くし、若しその間の論理的正当性を認めうるならば、結論問題の場合に於ては、消極的ではあるが一應復活説を非とし非復活説を是となし得る。而て第三段として、簡單ではあるが積極的に緊急勅令の性質・效力及議會の承諾についての私の考を纏め、それよりして復活しないといふ結論に論及するであらう。以上が提出した問題についての私の主張獨立論の方法であり換言すれば問題の取扱方であつて、右第一段及び第二段の論證の仕方を假に消極的論證と名づれば、第三段のそれは積極的論證と稱しえられる。

四 消極的論證

一 復活説の吟味

復活説を唱へる人々の主張を見るにその説明の仕方は必ずしも一様ではないが、先づ緊急勅令の效力については、之を解して、單に既存の法律の效力を停止するに過ぎず之を確定的に改廢する效力を有せず、となす點に於ては全く一致してゐる。何故に法律を確定的に改廢する力なく單に之を停止する效力しか之を有しないとするかは、固より緊急勅令そのものゝ性質についての此の説のとれる見解の然らしむる所ではあるが、此説をとる人々は緊急勅令の右の效力を稱して、或は一時的效力なりと云ひ或は暫定的效力なりと云ひ或は又假效力なりと云ひ、而

もその所謂一時的・暫定的・假效力は次の議會の承諾を得て初めて確定の效力を有するに至り、依て以てこの時以後法律を確定的に改廢しうるものであると謂ふ。次に、緊急勅令に對する議會の承諾の法上の性質については、等しく復活説を唱へる人々の間に於ても異論があり、或は承諾は單に緊急勅令の效力を確定し之を將來に向つて存続せしむるに在ると云ひ、或は承諾は當に勅令の效力を確定して之を將來に存続せしむるのみならず、更に當該勅令發布の正當なりしことを追認(又は事後承諾)して以て國務大臣の責任を解除するに在ると云ふ。而も承諾の法上の効果を單に勅令の將來の效力の存続に限る人と雖も、尙緊急勅令の效力そのものを議會の不承諾を解除條件とする一時的のものであるから、若し議會の承諾を得ないときはその勅令に依つて改廢された前の法律は當然復活すると説き、又承諾の法上の性質を緊急勅令の將來の效力の存続と政府の責任解除との兩者に在ると解する人は、一層強い理由を以て議會の不承諾に依つて前の法律は當然に復活すべきものと主張せられる。然るに、他面復活説を唱へる人々と雖も、皆議會の不承諾は緊急勅令の效力を將來に向つて失はしむるに過ぎざるが故に(憲法第八條第二項)、その不承諾の効果を過去に及ぼすことを得ない、從て過去に於て緊急勅令に依て生じたる効果は何れも何等影響を受くる處なしとせられ

てゐる。之に由て之を觀れば、復活説に依ても、緊急勅令を以て既存の法律を改廢した場合之を次の議會に提出する迄の間の緊急勅令の效力に關する限りに於ては、之を議會に提出せる場合の承諾・不承諾に全く關係なく初より確定的な效力を有するものと、復活説自ら見做してゐるわけである。蓋し、議會の不承諾あるも過去に於て緊急勅令に依て生じたる効果は何等影響を受くることなしとする前記復活説の主張は、議會提出迄の期間の緊急勅令の效力が有效として確定せること前提としてのみ初めて之を肯定し得られるからである。夫故に、緊急勅令の效力をば

その存続の時期に關聯せしめての表現として一時的又は暫定的乃至假効力なりといふのならば更も角、凡そ緊急勅令の効力そのもの（即ち効力の強さ）を一時的又は暫定的乃至假効力なりといふが如き表現は、復活説の好んで用ゐるところではあるが、少くとも極めて誤解を招き易い表現なりと云はざるを得ない。例へば茲に期限附の法律があるとする。此の場合その法律の効力は初めから存続期限が附せられてゐるが而も尙初めから確定してゐるのであつて、かゝる場合何人ともその法律の効力を指して恐らく假効力しか有しないとは表現しないであらう。之と同様に緊急勅令の効力も初めから確定してゐるのであるが、唯次の議會提出後の効力の存続が一に議會の承諾を條件としてゐるのである。従て強いて言へば緊急勅令の議會提出後の効力（謂はゞ將來の効力）こそ議會の不承諾を解除條件とする一時的又は暫定的乃至假効力なりと或は言ひ得られるであらうが、議會提出迄の緊急勅令の効力に關しては復活説の所説そのものよりして寧ろ初めから確定的なものとしてゐる、と云はざるを得ない。況や提出せる問題の場合に於ては、緊急勅令を以て法律の効力を停止したのではなく、明に復活説を唱へる人々も認めるが如く、更も角も法律を改廢した場合なのであるから、一旦發布せられた緊急勅令の効力は初より確定的であつて、その後議會の承諾する所とならなかつたとしてもそれに依て改廢された前の法律が當然に復活するといふ結論は、當然には歸結され得ない。是れ復活説の有する論理的矛盾の第一點である。加之、復活説に従へば、緊急勅令を以て法律を改廢したる場合と之を以て單に法律の効力を停止したるに過ぎない場合とを何に依て區別するのか、全く了解に苦しきを得ない。

然るに、復活説が尙舊法の復活を主張するのは、それは全く緊急勅令の効力を解して初より所謂假の効力なりとし、問題の如き場合に於て假令名は法律の改廢であつても緊急勅令には法律を確定的に改廢するの効力なく單に之を一時停止す

るに過ぎない、となす見解を執るからである。何故に改廢でありながらその暫時止の効力しか之を有するに過ぎないとなすかと云へば、それは全く緊急勅令そのもの性質に基くとしてゐる。その理由として復活説の説明する所は必ずしも一樣ではないが、大體の要點は次の如きものである。即ち、先づ實質的には、憲法第八條の規定は、或は「議會の協賛を経て行ふ當の立法に對する除外例であるから」とか、或は「それは立法の常規に對する除外の規定である。除外の規定は之を嚴格に解し唯々その目的を達する必要の範圍内に於てその効力を認むべきである」とか、或は又「それは應急的立法たる性質を有し只一時の急に應ずるが爲めに次の議會に至るまでの暫定的効力を以て發せられたものであるから」といふことなどが擧げられ、次に形式的には、憲法第八條に謂ふ「法律ニ代ルベキ勅令」とは「法律の爲すことを得ることは皆此の勅令のなすことを得る」といふ意味であつて、それは決して「法律と同一の効力を有することを規定したのではない」との解釋を掲げて、依て以て緊急勅令の性質上その効力は所謂一時的又は暫定的若くは假効力なりとしてゐるのである。

然し思ふに、先づ、憲法第八條の緊急勅令の性質が「當の立法に對する除外例である」とか、又は「立法の常規に對する除外である」とか、或は「常道に對する應急的立法である」とか云ふかゝる關係的性質は、主張せられるが如く直に法律の効力と緊急勅令の効力との間に強弱を認めうる論據となすに足るであらうか。疑なきを得ない。蓋し、右の如き關係の存在することは固より帝國憲法の條規に徴して（憲法第五條並第三十七條と第八條との關係）、更に疑のない所ではあるが、然しかゝる關係は帝國憲法が明文の規定を以て認めた立法手續についての關係である。即ち、その意味は、緊急の必要ある場合に於ては例外として憲法第八條に依り立法することを得るが、その然らざる場合に於ては必ず原則たる或は常道たる憲法第五條並に第三十七條に依て立法すべきものとの關係を示すに在つ

て、敢へて法律の效力と緊急勅令の效力との關係にまで及んで規定したものは考へられない。蓋し、原則の規定と例外的規定との關係に於て例外的規定を嚴格に解し之れなきときは原則の規定に復すべしとなすことは、元々法規の適用についての解釋上認められた謂はゞ一の解釋原理であるから、從て緊急の必要のない場合には立法手續の例外規定たる第八條によるべきでなく必ず原則たる第五條に依るべきである、とは言ひ得られるが、此の關係を移して以て、憲法が嚴然と明に認めた二種の立法手續に依て夫々制定された法律及び緊急勅令の效力關係をも直に決し去らんとするのは、誤りでなければ少くとも一の論理的飛躍がなければ爲し得ない所と確信するからである。是れ復活説の有する論理的矛盾の第二點である。夫故に、復活説に依て唱へられるが如く、緊急勅令の例外的立法又は應急的立法たる性質より當然該勅令の效力は法律と同等の效力なく單に之を一時停止するに過ぎず、となす主張には賛成しがたい。次に、「法律ニ代ルベキ勅令」といふ文言と「法律と同一の效力を有する勅令」といふ文言とは決して全等ではないが、帝國憲法が何等の制限的規定を設けざる以上、「法律に代るべき」と云ふ文言をば「法律と同一の效力を有する」ことを含むものと解して何の不可があらうか。若し緊急勅令の效力を制限的に解するのが帝國憲法の精神ならば、恐らく憲法は第九條の「命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ズ」といふ但書規定に相當するが如き何等かの定めを第八條についても亦制定したであらう、と察せられる。がが、の特段の規定は存在しない。夫故に、「法律ニ代ルベキ」といふ文言をば、復活説の如く、緊急勅令の規定し得べき事項を全く法律のそれと同一なりと解釋しながら而も尙獨りその效力についてのみ制限的に解する見方は誠に了解しがたい。而も復活説が之を制限的に解する所以は、恐らく右に指摘した如く、憲法が立法手續について定めた原則規定と例外規定との關係をばそれらに依て制定された法律と緊急勅令との效力そのもの、關係に結びつけて、それを恰も緊急

勅令そのもの、性質より來る當然の歸結と見たからに由るのではあるまいか。況や復活説を唱へる人々自身が緊急勅令の性質を論ずるに當り、好んで引用し我憲法第八條の文本とも推定せられる舊プロシヤ憲法「第六十三條」には明に「法律の效力を有する」(mit Gesetzeskraft)とあるに於ては、尙更復活説論者が我憲法第八條に謂ふ「法律ニ代ルベキ」なる文言を解して、特に緊急勅令の效力のみを制限的に而もその規定しうべき事項を全く法律と同様なり、とする理由を認めがたいと云はなければならぬ。

之を要するに、復活説を唱へる人々の緊急勅令の性質論からは當然にはその效力を謂はるゝが如く假効力なりと斷じがたく、又指摘した如くその所謂假効力論からは緊急勅令が失効すれば舊法が當然復活すとなす論理的正當性を見出しがたいが故に、從て復活説は一應成立し得ないと評せざるを得ないこととなる。

二 非復活説の吟味

非復活説を主張する人々によれば假令その説明の仕方にて多少の相違はあつても、緊急勅令の效力については之を法律と同等の效力あるものと解するに於て一致するが故に、此の勅令を以てする法律の改廢は決して法律の效力を一時停止するにあらずして確定的に之を改廢しうるとなし、又議會の承諾の法上の性質に付ては必ずしもその見解一致せず、或は單に緊急勅令の將來の效力存続の要件なりとし或は效力存続の要件をなすのみならず又當該勅令制定に付ての國務大臣の責任に對する議會の批判若くは監督なりとするが、而も議會の不承諾は緊急勅令を將來に向つて失はしむるに過ぎずして適及的に之を失効せしむるものでないとする點に於て全く一致してゐる。夫故に、假令緊急勅令が議會の不承諾に依り將來の效力を失ふとも之が爲に既に確定的に改廢された舊法が復活するの理由なしと説き、その間の論理は極めて明瞭である。而して如何にして緊急勅令の效力を以て法律の效力と同等なりとなすかについては、緊急勅令が假令例外的立法又は

應急的立法たる性質を有するとも、「緊急勅令の制定は 天皇本来の大權に屬するものなれば、天皇が緊急勅令を制定したまふと共に完全に國家の意志成立するが故に、その効力は確定的であつて敢へて議會の承諾を效力條件として發せられたものでなく、又憲法第八條の「法律ニ代ルベキ」とは「法律と同様の作用を爲すの義」であつて、内容として法律と同一の事項を規定し得るのみならず又更に效力として法律と同一の效力を有すと解すべきものとせられてゐる。かくて非復活説の所説は極めて簡明であり、此の説の前提とせる緊急勅令の性質・效力・議會の承諾についての見解も遽に誤りありとは考へられず、且つかゝる前提と舊法は復活せずとなす結論との間には何等論理上の矛盾なくその論理的正當性を認めざるを得ない。從て提出せる問題の如き場合に於ては一應非復活の方を法理上正當なる見解なりと贊成せざるを得ないことになる。

五 積極的論證

前に復活説と非復活説とを吟味するに當り、私の抱く疑問乃至考へは既に之を略述し消極的に復活説を非とし非復活説を是としたわけであるが、前に「問題の取扱方」に於て一言した如く積極的論證の方法として、一應緊急勅令の性質・效力及び帝國議會の承諾の法上の性質について検討し以て結論に及ぶ。尙之に先立ち凡そ緊急命令の認められる所以乃至その制度上の起源を瞥見し且つ之が解釋態度に言及することは、又右の論證をなす上に於て必要なこととする。

一 緊急命令制度の起源及解釋態度

思ふに、凡そ立法權の行使につき議會の議決を必要とすることが如何に立憲政治の根本主旨であつても、議會が常設の機關でなく時に閉會中のこともありうるとなす制度の下に於ては、國家の臨時緊急の立法の爲めには議會の議決によらずして他の適當なる方法に依ることが殆ど不可避的に必要である。緊急命令の制度は恰もかゝる立法上の必要を充さんがために生れたものであらうが、併し又他方

からいへば餘りに廣く緊急命令の制度を認めるときは或は專制的な立法權を認めることになり結構立憲政治の根本主旨を破壞することゝもなるので、緊急命令を一國の制度上認むる場合に於ても如何なる範圍に於ても又如何なる要件を附するかは、之を認むる各國の制度に依て必ずしも一様ではない。而て緊急命令の制度そのものゝ起源については學說風々として歸一する所がないが、大別して次の三種に分つことが出来る。即ち、其の一は緊急命令の起源は西曆一八一四年のフランス憲法第十四條の國王の大權を定めた規定 (Le roi fait les réglemens et ordonnances nécessaires pour l'exécution des lois et la sûreté de l'État.) に在りとするもの、其の二は右のフランス憲法第十四條は實は英國に於ける緊急大權に基くとなすもの、其の三は舊獨逸帝國に於ける皇帝の應急的立法權 (Notenungsrecht) に基くとなすものであるが、それは兎も角、今日に於ても緊急命令の制度は専らドイツ系統の諸國又はその影響をうけた諸國に行はれてゐる(註、英國に於ては Prerogative Power)。我が國に於ける緊急命令の制度も亦獨逸の制度を參照したと云はれており、殊に帝國憲法第八條の規定は一八〇〇年のプロシヤ憲法第六十三條の規定 (公共ノ安全ヲ保持シ又ハ非常ノ災害ヲ除去スルタメニ緊急ノ必要アルトキハ議院會中ニ非ザル場合ニ限リ内閣全體ノ責任ヲ以テ憲法ニ抵触セザル、法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發布スルコトヲ得。此ノ命令ハ次ノ會期ニ於テ直ニ之ヲ議院ニ提出シテ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス) に酷似してゐる。從て右舊プロシヤ憲法第六十三條の解釋についての獨逸に於ける學說は又之を參考となし得るであらうが、然しそれは所詮外國憲法の解釋論であり、而も帝國憲法第八條と右プロシヤ憲法第六十三條とは規定の仕方にて必ずしも同じからず帝國憲法の規定を綜合考察して固より獨逸の學說に拘泥する必要を認めない。唯舊プロシヤ憲法第六十三條の緊急命令にあつては、「法律の效力を有すること」(mit Gesetzkraft)・議會の承諾が内閣の責任解除に在つたこと (unter Verantwortlichkeit des gesamten Staatsministeriums) 共にその條文上疑のない所であるが、而も更に「右法律の效力を有する緊急命令」が議會の承諾を得ざるときそれ依て改廢さ

れた舊法は當然復活するといふのが寧ろ獨逸に於ける通説のやうであつた。かゝる獨逸に於ける通説たる復活説が帝國憲法第八條の緊急勅令に關する所謂復活説に直接影響したるや否やは固より推斷すべき限りでない。

二 緊急勅令の性質・效力並承諾の意味

先づ緊急勅令の國法上の性質についてみるに、それは全く特殊な性質を有つた法規命令 (Rechtsordnung) であつて、之を定義すれば「緊急勅令とは、帝國議會閉會の場合に於て、公共の安全を保持し又は災厄を避くる爲、緊急の必要に由り、法律に代るものとして制定せらるゝ勅令を謂ふ」(佐々木博士「日本憲法要論」六〇五頁)と云ふの他ないであらう。蓋し、帝國憲法第八條第一項は「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス」と明定してゐるからである。而も「法律ニ代ル」とは、憲法自ら何等制限規定を設けざる以上、「法律と同様の作用を爲す」の義と解すべく、從て緊急勅令は、内容として法律と同一の事項を規定し得るのみならず、又更に效力として法律と同一の效力を有するものと云はざるを得ない。唯憲法第八條の規定と憲法第五條(天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ)並同第三十七條(凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス)の規定とを比較對照して考察すれば、兩者は共に帝國憲法が明定した立法手續に關する定めであるとは云へ、第八條に依る緊急勅令は謂はゞ第五條並第三十七條に依る法律に對する例外的立法であり、之加凡そ緊急勅令そのものが、前に瞥見した如くその之を必要とする理由よりみて、又一般通常の立法に對する緊急例外の立法である、といひ得るが、而も此の事は、寧ろ緊急勅令が形式的には勅令でありながら實質的には尙法律と同様である、といふ特殊な性質を表現したものと云ふ事が出来る。かくの如く緊急勅令は、全く文字通り「法律ニ代ルベキ勅令」であつて、その規定内容に於ても亦その效力に於ても法律と同様の作用をなすものであるが、唯憲法第八條第二項の規定に依て、次の會期に於て帝國議會に提出せられ

ることを要し、若し議會に於て承諾せざるときは將來に向つてその效力の失はれると云ふ點に於て、一般の法律と大にその趣を異にしてゐる。從て緊急勅令は憲法第九條に依て、天皇の發し給ふ法規たる命令即ち所謂執行命令たる勅令・獨立命令たる勅令・委任命令たる勅令とはその性質・效力に於て明に區別されなければならぬ。かくて緊急勅令は、帝國憲法上特殊の性質を認められた「法律に代るべき勅令」である。

次に緊急勅令の效力につき法律と同一の效力を有すと主張する論據は、既に復活説の吟味・緊急命令の起源並その性質の項に於て論及した如く、第一には憲法第八條に謂ふ「法律ニ代ルベキ」といふ文言の解釋上その效力についてのみ特に制限的に解しなければならぬ成法上の根據のないことに徴し、第二には憲法の條規殊に第八條及第五條並第三十七條の綜合的解釋に照らし、第三には立憲政治の本旨に基くも尙不可避的に必要な制度として第五條の「法律」の制定と相並んで緊急勅令の制定を欽定された帝國憲法の精神に徴すれば、緊急勅令の效力を法律と同等にこそ解すべく之を法律以下に解すべき何等の理由も見出し得ないからである。

最後に緊急勅令に對する帝國議會の承諾の法的性質乃至意味について考へるに、承諾には形式的意味及實質的意味の兩者を併せ有してゐる(佐々木博士「日本憲法要論」六〇九頁)。即ち、(一)承諾の形式的意味とは承諾が緊急勅令の將來に向つての效力存続の要件をなすことを云ふ。蓋し、緊急勅令の制定は、憲法第八條第一項の明文によつて知れうる如く、天皇本來の大權に屬する故に之を制定し給ふと共に完全に國家の意志は成立するが、同條第二項前説に依て緊急勅令は次の會期に於て帝國議會に提出しその承諾を求めなければならぬ。然しそれが議會に提出され之に對し議會の意思表示ある以前に於ては緊急勅令に依て成立した國家の意志は儼然として存続し、只その議會提出後の將來の存続のみが議會の承諾如何に懸ら

（憲法第八條
第二項後段）

しめられてゐるのである。故に、帝國議會の承諾は緊急勅令の成立そのものに關係なく單にその將來の效力の存續條件に過ぎない。是れ承諾がかの法律案に對する議會の協賛と大に異なる所である。（二）承諾の實質的意味とは緊急勅令制定についての國務大臣の行爲に對し帝國議會をして之を批判せしむる機會を與へることを云ふ。蓋し、憲法自ら規定を設けて政府をして緊急勅令を次の會期に於て帝國議會に提出せしむる所以（憲法第八條第二項前段）は、一に國務大臣自ら進んでその補弼の責につき議會をして批判の機會を有たしめんとする法意であつて、全く立憲政治本來の主旨に基くものとする。

之を要するに、緊急勅令の性質にして以上所論の如くその内容並效力に於て法律に代るべき特質を有し、その效力にして次の會期の議會提出前にあつては確定的效力を有し、且つ議會の承諾にして實質的には議會に對し國務大臣の行爲を批判するの機會を與へ形式的には緊急勅令の將來に向ての存續要件をなす、と爲し得る限り、假令緊急勅令が議會の不承諾に依て失效した場合と雖も、それに依て改廢された前の法律は決して復活することなしと法理上斷定せざるを得ない。然し、茲に注意すべきは緊急勅令を以て既存の法律を改廢すると稱してゐる場合の形式如何の問題である。即ち、本稿の冒頭に實例を示したるが如く、緊急勅令を以て「何法ヲ廢止ス」又は「何法中何條ヲ何々ト改ム」といふが如き形式を以て改廢されたときは所謂永久の改廢であつて、後その勅令失效するも、前述の法理に依り前の法律又は法條は復活しない。之に反し、緊急勅令を以て既存の法律規定と單に抵觸するに過ぎざる規定を新に設けたるが如き形式を取扱ふときは、緊急勅令の存續する間既存の法律規定を停止するに外ないから、その勅令の失效により右停止中の法律規定は復活する。夫故に、緊急勅令を以て既存の法律を改廢するといふに所謂改廢は、當該勅令の規定に於ける改廢の具體的形式に着眼して、單に既存の法律規定を停止するに過ぎざる場合と混同せざることを必要とする。

六 餘 論

以上は専ら解釋法學の見地の下に、提出せる問題の如き場合には非復活説を是とする法理上の根據を示したに外ならないが、實際政治の上に於ても亦非復活説を肯定すべき理由があると思ふ。然し復活説論者は或は言ふであらう。即ち、若し緊急勅令の效力をば非復活説の云ふ如く法律と同一の效力を有とするならば、政府は緊急勅令の濫發に依り既存の法律を紊りに改廢しその結果帝國議會の立法上の協賛權を無視して立憲政治の根本主旨を破壊するに至りはしないか、といふ議論である。然し、かゝる議論は帝國憲法が緊急勅令制定の要件を明定してゐる以上恐らく杞憂たるに過ぎず、之が爲めに緊急勅令の效力を法律のそれと同一にあらざるとして從て舊法は復活すと云ふが如きは、それは實際政治の不便を以て法理を曲げるものと云はざるを得ない。思ふに、緊急勅令失效するもそれに依て改廢された法律は復活せずと云ふのは、全く法理の論であるから、若しそれ政府が緊急勅令の濫發を奏請し議會の協賛權を無視して憲法政治の本旨を亂るが如きことがあれば、その政府の政治上の責任は一層重大となり之を免ることを得ない。即ち、政府はかゝる違憲とするの外なき緊急勅令案の作成並に之が制定發布を奏請し奉つた責について、又その緊急勅令失效するも之に依て改廢された舊法は復活せず而も必要な法規の不存在を政府自ら招來するに至つた結果について、政府は到底その重大な政治上の責任を免れ得ないことになる。かゝる場合若し政府にして當該緊急勅令を議會に提出せず政府に對する議會の批判を避けんとする如きことがあれば、それは既に検討した如く明に憲法第八條第二項前段に違反するといふ意味に於て違憲たるのみならず、尙帝國議會は質問・上奏等の方法を以て右政府の責任を充分糾弾し得られるから、提出せる問題の如き場合に非復活説を肯定する法理は、必ずしも反對論者の云ふが如き政治上の弊害を生ずと云ふを得ず寧ろ之を矯正するといふことになりはしないか。但し此の事は固より帝國憲法に基く立憲政治が確保され健全なる議會政治の運行を前提としての事であることは云ふまでもない所である。（昭和一〇、一一、一一）

翻つてみるに、第十九世紀以來今日に至る條約の制裁の歴史は凡そ、過去の制裁手段の復活の歴史であるといへる。かかる變遷の翻期をして可能ならしめるところのものは、いふまでもなく、かの世界大戦である。戦前に於ける國家的・個別的・單獨的制裁は戦後に於て、ひとり國際的・集合的・協働的となるに至つたばかりでなく、戦争直後に於ける反動的・抽象的・懲罰本位的・集中的特徴は漸次現實的・豫防本位的・分散的傾向へと轉ずるに至つた。かくて、かかる發達の方向の中に於ける規約第十六條の制裁の地位は聯盟規約生誕の事情にかへりみて、自ら顯著なものがあるであらう。實際、第十六條こそは戦前の制裁思想に對して、ひとり翻期的であるばかりでなく、最近十年來の制裁思想に對しても、亦能く戦争直後の反動的 성격の殆んどすべてをそれ自身に具有するものといはれ得るのである。

以上を以て本稿の豫備概念としての前景描寫となし、次に第十六條の解説を逐次展開することとせやう。

二 第十六條の制裁の性質

(一)形式的性質 規約第十六條の制裁が形式的見地からは、私の所謂多數當事者相互的協力的制裁の類型に屬することは曩に一言した通りであつて、このことは同時に、前掲第十六條の規定そのものを通覽することによつても容易に首肯せられ得るところである。即ち、第一に、第十六條は多數當事者相互的協定である。何となれば、聯盟規約が多數當事者から成る所謂多數的條約であり、而も問題の第十六條はかかる多數當事者によつてなされるべき制裁を相互に協定せるものであるからである。第二に、それは違約國に對する協力的制裁である。何となれば、制裁のための協働は即ち同條約の相互的協定の目的であるからである。

(二)實質的性質 しかしながら、第十六條は單純な相互的制裁協定ではない。進んで、それは違約國に對して特殊の措置を講ずるものである。

(三)違約國 先づ、ここに所謂違約國とは一言にしてつくせば、紛争を平和的解決方法に付託しないか又はその決定に服従しないで、戦争に訴へたところの聯盟國を指示する。詳言すれば、即ち、聯盟國間に國交斷絶に至る處ある紛争の發生した場合——これを仲裁若しくは司法裁判又は聯盟理事會の審査に付託すること及判決や審査報告後三ヶ月間は戦争に訴へないこと(第十二條)、聯盟國間に外交手段によつて解決し得ない紛争の生じた場合——これを仲裁又は司法裁判に付託すること及判決に服する聯盟國に對しては戦争に訴へないこと(第十三條)、並に聯盟國間の國交斷絶に至る處ある紛争が裁判に付せられない場合——これを聯盟理事會に付託すること及當事國の代表者を除く他の全員の同意を得た理事會の報告書の勧告に應じる當事國に對しては戦争に訴へないこと(第十五條)、の約束に反して戦争に訴へた聯盟國をいふのである(以上第十六條第一項參照)。

(四)制裁の種類 右の違約國は「當然他ノ總テノ聯盟國ニ對シ戰爭行為ヲ爲シタルモノト看做」(第十六條第一項)され、所定の措置を科せられることとされてゐる。而して、かかる措置としては、即ち、經濟封鎖(第一項)、軍事的制裁(第二、三項)、及除名(第四項)の三が定められてゐる。尤も、これら三者中、前二者は上述の如く特定の違約國に對する規約上いはば特殊の制裁であるが、これに反して、除名は右の外、廣く聯盟規約に違反した聯盟國に對する規約上一般的な制裁である。しかしながら、序に注意せらるべき一層重要なことは、第十六條のみが規約違反に對する唯一の制裁規定でないことである。實際、懲罰本位的な第十六條の外に、豫防本位的な第十一條の中に制裁的措置の含まれてゐることについては、從來餘りにも閑脚視せられてゐたといふ外はないからである。

三 經濟封鎖

(一) 概 說

(A) 内容及要件 (I) 所謂本條の經濟封鎖の内容は、「直ニ一切の通商

上又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ自國民ト違約國國民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハス他ノ總テノ國ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコト」(第一項)にある。従つて、それは從來の所謂平時封鎖や戰時封鎖とはその趣を異にすることは言を俟たない。何となれば、所謂平時封鎖の内容は實力を以て、一國の港又は沿岸に對して、船舶その他の海上よりの交通を遮斷することにあり、又所謂戰時封鎖の内容は海軍力によつて、一定の、敵港又は敵地沿岸に對して、海上よりの交通就中船舶による交通を遮斷することにあるからである。(II)次に、經濟封鎖の要件としては、第十二、十三又は十五條の約束が無視されたこと、及戰爭に訴へられたことの二つが必要とされる。

(B) 問題 (I) 問題とせられるのは、先づ第一に、制裁要件の存否決定權の所屬如何についてである。詳言すれば、何人が如何なる場合に於て右の二要件が完備せりと決定するのであるか、といふことである。即ち、具體的にいへば、一體、決定權は理事會に屬するのであるか、或はそれとも聯盟國各自に屬するのであるか。少くとも、規約の上からは明瞭でない。そこで、或は聯盟各國に屬すとせられ、或はこれと反對に理事會又は總會に屬すともせられる。通説は一般に前者を支持してゐる。その理由とするところは第十六條に關してなされた總會——一九二一年九月二七日——の決議にある。これに對して、反對説の主張はもし通説の如くんば、規約第十六條の立法の精神は全く失はれるに至るであらうといふにある。何となれば、かくすることによつて、規約は一方に於て經濟封鎖の合法性を認めながら、他方に於てはこれを否定することとなるからであるとのみならず、通説がその論據となすところの總會の決議そのものは規約第二十六條の手續を経て改正されない間は、規約違反の存否決定權は總會又は理事會に存するものと解せられねばならぬといふのである。

尤も、右の決議そのものの效力については、第二回總會——一九二一年——の十月四日の會議に於てなされ修正(五)が次のやうに述べてゐる。即ち、曰く「總會ニ於テ採擇セラレタル第十六條ノ修正ニ關スル決議及提案ハ規約ノ定ムル形式ニテ效力ヲ發スル迄ハ總會カ第十六條適用ニ關シ理事會及聯盟諸國に勸告スルニ當リ遵據スル假規則トス」と。かくて、例へばわが立博士に従へば、右の決議そのものの效力は聯盟國に約束するものではなくして、むしろ第十六條の將來に於る實際上の適用に際して参考とせらるべきものであると解せられてゐるのである。

(II) いづれにしても、第十六條に關しては、早くも、その適用を確實にする方法の研究が理事會——一九二〇年八月三日——によつて第一回總會に提案せられ、そのために、第一回總會の付託によつて理事會は國際封鎖委員會を設立するに至つたのである。かくて、同委員會——自一九二一年八月二日至二八日——は(一)如何なる場合に制裁を加ふべきか、(二)制裁を加ふべきや否やを決するの權は何人がこれを有するか、(三)如何なる時期に於て何人が制裁を加ふるか、(四)如何にして制裁を加ふるか、等の諸點について決議をしたのである。その決議は理事會に、理事會より更に第二回總會——一九二一年——に報告せられたばかりでなく、同總會に於ては規約改正委員會によつても亦改正提案がなされたのである。次で、第二回總會第三委員會が總會に齎したその報告——一九二一年九月二六日——は一九二一年九月二七日の總會に於て決議せられるに至つた。かの規約違反の存否決定權に關して上述した通説の根據とせられてゐるところのものは即ち、右改正決議の(四)に外ならないのであつて、それには即ち「規約違反の行爲がなされたりや否やを決することを以て聯盟各國の義務とす」と述べられてゐるのである。兎も角、右の修正決議の中には、第十六條の制裁要件の存否決定權の所屬問題以外に、一般に同條の適用を實際的ならしめるための種々の考究がなされたのであつて、特にその經濟封鎖に關係あるところのものを列挙すれば、凡そ次の如くである。

規約第十六條に掲げらるる經濟封鎖なる制裁的措置は第十六條の特定條項を除き、第十六條所定の特殊事件にのみ適用する(一)。聯盟は最初少くも戰爭を回避し、經濟的抑壓により平和を回復するを以て規約の精神に添ふものとする(二)。

經濟的抑壓手段を採用するに當り、すべての國家は次の——括弧内の——留保付にて平等に取扱はれる(即ち、^a或國については特殊的手段適用を勧告するの必要が起ることあるべしと。^b或國については第十六條所定の經濟的制裁の實行に加はることを全部又は一部延期することを以て機宜に適すと認むる時に於ては延期を認め得べしと)(三)。經濟的抑壓を適用するに當り、豫め詳細に亘つて各場合に取るべき經濟・通商・財政的措置を決定することは不可能である(四)。事件の發生に際して、理事會は協同働作案——經濟封鎖に關するもののみを次の括弧内に記す——を聯盟國に勧告するものとする(五)。經濟的抑壓を長期に亘り適用する場合には、輕きものより始めて漸次嚴しき措置に移ることを得る。^a經濟封鎖手段をとるに當つて、非聯盟國の協力を備むべき協定を結ぶために努力すべきである。^b特殊の事情の下に於て、經濟的手段を有効ならしめるため違反國の海岸を封鎖し、封鎖の實行を聯盟國に託することを以て望まざることとする(五)。理事會は諸聯盟國政府に對し、經濟的壓迫の實施を短時間に可能ならしめるために必要な準備的措置、殊に立法的措置をとるべきことを勧誘することを要する(六)、等即ちこれである。

以上の決議をした——九月二七日——第二回總會は十月四日の會議に於て、前回の會議に於て委員付託となつた諸點について第十六條を修正した。それはいづれも第十六條一項所定の經濟封鎖に關するものであつて、その目的とするところは、一方に於ては同條の適用を容易ならしめるとともに、他方に於ては同條のままの適用によつて生ずる結果の悲惨なるを緩和せんとするにあつた。その目ぼしい修正點を次に略記してみやう。

規約違反の存否は理事會これを決定する(一)。一切の聯盟國に對する經濟的壓迫實施の期日はこれを通告する(二)。特定の聯盟國について、それがなすべき措置のいづれかを猶豫する(三)。第十六條第一項後段を次の如く——括弧内——修

正する(即ち、「自國民」「違約國國民」について、その取扱を容易ならしめるため、換言すれば、他國の領土内に居住する自國民と違約國國民間の通商交通の禁止實施の困難を解決するため、從來の國籍主義は住所地主義に改められた。しかしながら、この修正も尙從來の住所地主義によつても知られるやうに、敵人の通商を取締るには國籍主義を折衷されなければ充分でないことが發見された(一九一六年六月の敵人通商禁止協定參照)。かくて、英國によつて右修正案が提議せられ、第五回總會——一九二四年——は九月二七日これを採擇した(四)。總會の採擇せる第十六條の決議又は提案は第二十六條によつて效力を發するまでは、總會がその適用に關して理事會又は聯盟國に勧告するに際して一時的指導的規則(即ち參考)とせらるべきものとす(五)、等即ちこれである。

(二) 批 判

もし夫れ、經濟封鎖の法律的構成とその後の經緯とに關する上來の解明に基いて、その視野をこれが制裁力の問題に轉ずるならば、概してそれは實行性に乏しいものであるといふ外はない。その理由の顯著なるものとしては、凡そ次の諸點を挙げねばならない。(一) 規約違反の存否を決するものは聯盟各國であつて、理事會は意見を述べるにとどまる。かくて、聯盟國がすべて經濟封鎖に共同参加するとは考へられ得ない。(二) 所謂經濟封鎖は在來の平時封鎖及戰時封鎖に對して有する特性——第一項後段參照——に基いて、特に海岸を有する國に對しては、戰時封鎖と並び用ひられるのでない限り實効性に乏しいものとなる。何となれば、世界のすべての國が聯盟の加盟國ではない今日、海岸を有する國に對しては單に經濟封鎖のみにては、違約國國民と交通する非聯盟國國民の存することはあり得べきところであり、而して、戰時封鎖の効果は主としてかかる中立國の船舶に關するものであり得るからである。故に、約言すれば、經濟封鎖に關して特別協定の結ばれてゐないところの而も海岸を有する非聯盟國の國民と違約國國民との一切の交通を防遏することは經濟封鎖の外に、戰時封鎖をも行ふことによつて始めて可能であるからである。かかる戰時封鎖の機能は被封鎖國の商船に對してのみ使破船と認めるところのかの平時封鎖のなし能ふところではない。ここに於

て、第二回聯盟總會——一九二一年——の決議は經濟封鎖の措置をなすに際して非聯盟國の協力を確める協定を結ぶに努力すべものとしたのである。然るに、經濟封鎖によつて直接影響を蒙る一切の非聯盟國との間に網羅的に協力協定を結ぶことたるや、實際上行はれ得ざるところといはねばならない。そればかりではなく、今日の中立法規に於ては、封鎖は各國船舶に對して公平に適用されねばならない(ロンドン宣言第五條參照)。かくの如くにして、戰時封鎖の併せ行はれることの必要は依然としてかはらないのである。(三) 然るに、而して最後に、聯盟規約に對する制裁はその當初の精神に於ては、大戰直後の反動として専ら被侵略戰爭的であり、従つて當然に、そのための援助に重點を置いたのであつた。それ故第十六條はその原草案に於ては違約國との間に戰爭状態が豫想されてゐたものなのであるが、それにもかかはらず、規約の條文は違約國に對する宣戰は權利であつても義務ではないやうに作成せられることになつた。従つて、そこに於ては最早戰爭は豫想されてゐない。而して、この點について第二回の總會は聯盟國は違約國に對して宣戰の權利を有するものではあるが、聯盟は少くとも最初に於ては戰爭を避けて、經濟的壓迫によつて平和を回復することを以て規約の精神であるとしたのである。しかしながら、かくては第十六條第一項の「當然他ノ總テノ聯盟國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做ス」との本文は實質的には根本的に變改せられたものとみる外はない。然り、かくの如くにして經濟封鎖は少くとも海岸を有する國に對しては戰時封鎖を併用するに非れば、能くその實效性を發揮し難きにかかはらず、かくては却て規約そのものの精神に背馳する結果とならざるを得ないであらう。尤も、右の決議の效力については、既に上述の如くではあるにしても、それは實際上第十六條の適用についてはエボツクメーキングな出來事であつたと評するもなほ過言ではないであらう。

四 軍事的制裁

(一) 概 説

(A) 内容及要件 (I) 軍事的制裁即ち、兵力による制裁の内容は兵力の分擔行使(第十六條第二項)と、聯盟國軍隊の版圖内通過とそのため措置(同條第三項後段)に關する二つの義務である。(II) 要件としては、(一) 規約の違反ありたること、及(二) 理事會の提案ありたること(但、兵力の行使の場合)又は右提案によつて組織された軍隊たること(但、版圖内通過の場合)を要する。

(B) 問 題 (I) 最初に注意せらるべきは、兵力の分擔行使に關する第二項中に所謂「前項の場合」といふ文句についてである。何となれば、これは第二回總會——一九二一年——に於て第十六條各項に關する修正案が採擇せられた結果、これが效力の發生に伴つて無意味となるものであるからである。そこで、第六回總會——一九二五年九月——は英國の右文句削除修正案を可決したのであつて、この修正は第十六條の修正が必要數の批准を得ざれば、それと同時に效力を發することになつてゐるのである。しかし、ここに於て、疊にロカルノ條約——一九二五年一〇月——の締結に際し、第二項に所謂「聯盟ノ約束擁護ノ爲」といふ辭句の解釋に關して、一般に第十六條の解釋とともに獨逸によつて關係諸國の答辯が要求せられた。そこで、關係諸國は吾々は聯盟の名に於て語るべき地位にあるのではないが、聯盟總會並各種委員會に於て既に行はれ、且その後、に於て吾々の間に交換せられたところについて通告するに躊躇するものではない、との前置を以て次のやうな回答がなされたのである。

「聯盟各國は忠實且有効に規約を支持するに協力し、自國の軍事的地位並地理的狀態に適應する範圍内に於て、一切の侵略的行爲を阻止するに協力するの義務を有す」

以上は實質的にも、將來に於ける第二項の適用を方向づけるものとして注目せらるべき解釋でなければならぬ。詳言すれば、第二項は一方に於て、規約遵守の相互的保障約束であると同時に、他方に於て、一切の侵略國に對する相互的共同制裁の約束である。具體的には、かかる義務に基いてなされる兵力行使の分擔

がその内容である。而して、第三項は第二項に基いて組織せられた聯合軍の自國領土内通過を許容し且必要に應じてこれに便宜を供與することを以て、その義務の内容とするものである。以上によつても、第二項及第三項の約束は單に聯盟相互間に於ける特殊な條約上の義務に過ぎないことが容易に知られ得るであらう。従つて、それは聯盟國以外の國に對しては、何ら拘束力を有するものと稱することは出来ないのである。

(II) 次に、問題となるのは兵力行使に關する義務についてである。これについては二説を分ち得るのであつて、一つは聯盟國の兵力行使義務を全然否定するものであり、他の一つはこれと反對に、聯盟國には兵力行使に關して既に一般的義務ありとなすものである。前者に従へば、兵力行使に關しては單に理事會が提案義務を有するにとどまるのみであつて、それが聯盟國によつて承諾せられぬ限り、これによつて直に聯盟國に兵力行使の義務ありとはなし得ないといふにある。これに反して、後者の説くところは聯盟國が理事會の提案について諸否の自由を有することは明文によつて明であるが、第二項に所謂提案は兵力行使一般に關するものではなく、却て具體的な軍事行動に關するものであると。何となれば、第十六條第一項による制裁條件の存否決定權は理事會に屬するものと解せらるべきものであつて、聯盟國としてはその決定に服従せねばならないから、兵力行使の一般的義務は既に右の決定によつて定まるもので、「提案」によつて始めて生ずるものではないからである。故に、第二項による「提案」は兵力行使の方法に關するものと解するの外はない、と。

(II) 批 判

さりながら、第十六條第一項の制裁條件の存否決定權については、既述の如くむしろ聯盟各國がこれを留保するものとせられることが規約の正當な解釋であるから、後説のやうに、理事會の決定によつて既に兵力行使の一般的義務が定まつてゐるとは解し能はぬのである。そればかりではない。このやうに解しない方がひとり穩當であるばかりではなく、それは又實際にも適してゐると考へられるの

である。けだし、第一項の制裁條件の存否決定を聯盟國の留保事項となす總會の決議を以て、實質的に第一項の適用をして罰期的ならしめるものと解する通説の方が、第二項の「提案」の諸否を以て聯盟國の任意となす明文の趣旨にも一層適するものがあるからである。殊に、後説が第十六條による聯盟國の義務を以て、從來の觀念に於る中立國としての權利を主張しない義務があると解する點に照應するならば、右の解釋の妥當性が一層明瞭となるものがあるであらう。

かくて、要するに、第十六條はいづれかの聯盟國が第一項の制裁條件の完備を宣した場合に於て、少くとも他の聯盟國は違約國に對する制裁手段に積極的に參加しない場合ですら、中立の傳統的な規則を遵守しないであらうといふことが、今日の過渡期の國際狀勢にかへりみて至極尤な事柄であると評する外はないのである。

五 除 名

その内容は聯盟國としての資格を剝奪する一方的共同聲明である。要件としては、(一) 廣く一般的に規約違反の存すること。従つて、それは特に第十二、十三又は十五條の違反ある場合に限らぬことは前にも一言した如くである。(二) 「聯盟理事會ニ代表セラルル他ノ一切ノ聯盟國代表者ノ……一致ノ表決」あること。かくて、除名の特徴はその要件が廣く「聯盟ノ約束ニ違反シタル」ことを以て足ることと、除名決定權が専ら理事會に屬することが明示せられてゐること、との二つに存してゐるといふことが出来る。

しかしながら、一たび今日の國際社會の機構にその視野を轉ぜんか。除名が脱退か？はた再加入歡迎か！人は除名の條約の制裁としての意義と眞價とを最も明確に把握することを得るであらう。

む す び

述べ來り、説き去りて、今や一應第十六條の解釋論をも試みた吾々は最後に、同條の現代的意義を要約規定することを以て、小論の結尾に代へねばならない。

かへりみれば幾變遷。條約制裁思想の發展はあたかも、時と處の流域を行く水の姿にも比することが出来るであらう。かくて、第十六條の制裁思潮の流域はいふまでもなく、過渡期の國際社會である。従つて、同條には固有且故意の、互に相反する二個の解釋の可能がそれ自身の内に包蔵せられてゐた。故に、制裁規定の中でも、わけても戦前戦後を劃期するやうな規約第十六條の制裁に關する限り、如何にこれが規定についてその成立關係文書を詮索したればとて、それによつて獲られるところは明白な一義性ではなくて、却てそれに内含せられてゐる互に相反する二義性の、いはば固有にして且故意の眞相であるであらう。かかればこそ、聯盟成立早々にその端を發する規約第十六條に關する種々の論議乃至修正も旺に行はれたのであつた。今、これを思想的分派からみるならば、第十六條は主として、佛蘭西及其の同盟によつて一貫して主張せられて來たところである。

然るに、英吉利や亞米利加の支持し來つたところはむしろ、豫防本位的な第十一條であつた。英米兩國が從來、第十六條の制裁に熱心であり得なかつたことに何の不思議もあり得ない。かくて、第十六條は右の二大分派の爪牙によつて、その生れ出づる以前から既に、その運命をトせられてゐたかの觀があつた。

それにもかゝらず、同條を實效的ならしめるための方法としてなされたかかる聯盟の努力乃至意欲の齎らした結果は抑々何であつたか。爾來、終始一貫してその保障に對する要求の中に、強制的な制裁を入れんとする佛蘭西の渝るところなき主張にもかかはらず、大戦後今日に至るその後半に於て、世界の制裁思潮の大勢は如何に變遷しつつかあるか。人は如實に、大戦直後に於る國際的、集中的、懲罰本位的な第十六條の制裁規定の余りにも反動的な抽象性をかの滿洲事變に於て、凝視させられるに過ぎなかつた。然るに、今又伊エ紛争は規約第十六條をして、新たな世界の關心の焦點たらしめてゐる。然り、現下の世界の視聽は同條の經濟封鎖に集められてゐる。否、まさにその實效性について、世界は自ら過敏ならざるを得ない。同時に、世界はかの滿洲事變に於る制裁問題の場合とは異なる

ものを伊エ紛争に於て現に感受しつつかあるとともに、又極めて近い將來に於て感受するであらうことを現に直視してゐる。實力による制裁を好ましいものとしな

い英國側の從來の主張は、一貫して強力的な制裁を要望して來た佛蘭西の態度と逆に入れ代つたかの感を抱かしめる。これ即ち、對伊エ紛争制裁の外觀である。

思ふに、かくの如きが即ち、第三國（規約第十六條の場合に於ては、主として他の聯盟國）の協力といふやうないはば、外部的な要素に依存するところの、従つて、この意味に於て自働的でない制裁規定の最近に於ける典型的な變動の姿なのである。この故に、それは又「例へば、日支紛争のやうに、保障國が他國から要求されることあり得る行動に出ることを嫌らつてゐるやうな場合の制裁に關する制裁問題を表示するもの」でもあるのである。従つて、人は大戦直後に於る反動的、懲罰本位的な制裁思潮がその後半に於ては、漸次豫防本位的なそれへ轉ずるに至つたといはれることと。現下の伊エ紛争に於てみられる稍々懲罰的な變動との間に、自ら矛盾を感じてはならない。このことはかの日支紛争と伊エ紛争とが互に時と處とを異にする第十六條の變動の流域たることにかへりみるも、容易に首肯せしめられねばならないところである。時と處こそはまことに、第十六條にとつても試練の流域である。阻まれては自らの流を變じ、流れてはその流域を變ずるともいふべきか。固有にして故意の第十六條の二義性はかくの如くにして、漸次明白な一義性へと改容される。

これを要するに、未だ強力的な意思機構の缺除せる現下の國際社會にあつては、第十六條の如く、違約國が如何なる制裁手段に出會はしうであるかを前以て承知してゐる種類の條約の制裁力は、これを保障する第三國が當該紛争事件について有してゐる利害關係の感度に依存するものと評するの外はない。その結果、制裁のための制裁問題の生ずることも亦避け難いところといはねばならないのである。かくの如きが即ち、第十六條の現代の意味である。

(をばり)

支那見學小記(續)

教授 新町 德之

一 序言

- 二 下關・門司・長崎
- 三 天津・青島・濟南・曲阜その他
- 四 北平・鄭州・開封・洛陽その他
- 五 上海・蘇州・杭州・寧波その他
- 六 南京・鎮江・安慶・九江その他 (以上既載)
- 七 南昌・漢口・武昌・漢陽その他 (以下本號)
- 八 福州・廈門・廣東その他

七、南昌・漢口・武昌・漢陽その他

南昌 南萍鐵道によると、支那小形汽船によると二つあるが、汽船便はよくない、七十九哩、約五時間かかる鐵道便によるのがよい。江西省の首都だ。こゝで昭和九年二月十九日、軍事委員齊委員長蔣介石氏が始めて支那固有道徳たる禮義廉耻を衣食住行に實踐する事を中心とする新生活運動を獅子吼してから新生活運動の總本部は此處に置かれた。蔣介石氏これが總帥となつて全支那に普及せられるので上海 南京・天津・北平・漢口・成都など苟も都市といはず、村落に論なく全民國が響のやうに呼應してゐます。

新生活實踐のために各地に服務團が組織されてゐる青年服務團・公務員團・一般市民服務團等で中央黨部が指揮の任にあたる。其組織は二三の村落を選んでそこに模範的新生活區域をこしらへる。これが即ち一服務團でこの服務團に於ては新生活が徹底的に強要せられ全區域が「服務」に従事しなければならぬ。而してこれが模範となつて全村落が順々にこれに倣はせられる。此等の「村落服務團」は中央から送られる大學出身の優秀な青年によつて一切が指導せられる。かくの如くにして生活改善が全般的に指導せられることであるがこの新運動はやがて生活の生産化・藝術化・軍隊化とみるべきであつて斷じて單なる生活改善の運動のみにとゞまつてはゐないのはいふまでもない。まことに此の新生活運動によつて現代支那はそれ自らの再認識・再檢討・再評價を始めたものではあるまいか。

漢口 一に夏口といふ。北平から平漢鐵路。七百五十哩、上海から五百八十五哩、揚子江口より六百餘哩に位す。その間、九江・武穴あたりから兩岸の風景が手に取るやうになる、有名な蘇東坡「赤壁」も遠望できるのである。漢口は「支那のシカゴ」と呼ばれ、支那人は九省の會と云ふ。それは附近諸省より來る物質の大吞吐口だからである。北緯三十三度三十二分東經百十四度十九分の地點にある。人口約七十七萬八千なれども漢陽・武昌を合せて大漢口とせば百八十萬はある。(?)冬季は溫和、夏季は九十一度乃至九十八度に昇り、じつとして居ても油汗が出ることもある。五・六・七の

三ヶ月に氣候激變す、二月・三月は霧或は雨多く、十月十一月は一年の中最も乾燥して良い季節である。市街は狹長、之を支那街と外國租界とに分ける。支那市街は西南部を占めて、主として漢江に沿ひ、少しく揚子江に臨む。外國租界は東北部にありて揚子江に瀕してゐる。之を上流より擧ぐれば約七萬三千坪の舊英國租界約六萬二千坪の舊俄國租界・約三萬四千坪の佛國租界・約十二萬六千坪の舊獨逸國租界及び片岡、五萬坪の日本租界の順となる。各租界の江岸には垣々たる大道を通じ護岸工作も出來てゐる。これは揚子江増水の際の用意だ。舊の英・德二租界には支那市街新に設けられ支那人此處に雜居せり。この二租界はいまは支那の管理に歸し、特別區といつてゐる。當地、貿易の盛なることは上海に亞ぎ、茶を以て輸出の大宗とする、それで新茶上市の際は舳艫、江を横ぎり殆ど隙地なし。鹽茶の工場は三ありて露人の經營に係り、順豐・新泰の兩磚茶廠は舊俄國租界に、阜昌磚茶廠は舊英國租界にある。阜昌は規模最も大、湖北・湖南・江西・安徽の粉茶を原料とする。唐の常建が宇文六を送るの詩に「花映垂陽・漢水清。微風林裏・枝輕。即今江北還如春。愁殺江南離別情」とあるは漢口一帶のことらしい。旅人は人力車で市の目ぬきを見物し日本租界の漢口神社に額づいて神威のいさよこなるに感激するであらう。古德寺・江漢中學をも一見してほしい。

武昌 湖北省の首府で、吳の孫權が居たことがあり清末革命軍が滅滿興漢の第一曉鐘を鳴らした處、揚子江の右岸にあつて、漢陽・漢口と鼎立し人口六十萬。

西南文昌門外、江岸一帯の地は著名なる楚興公司紡紗廠を始め、各工場が櫛比して自ら盛大な工業區を成してゐる。城内漢口方面よりの入口なる漢陽門内の蛇山上に又有名な黃鶴樓の舊跡があつて展望の快をとる處だ。粵漢鐵道此に起る。この鐵道が廣東に通ずる時期はいつ乎。京漢・粵漢・兩鐵路の聯絡として、漢口特別區二碼頭より對岸徐家棚へ毎日數回小蒸氣船の便がある。又漢陽・武昌間にも略同様の渡航小汽艇便ありて水路約一哩、航程二十分、此地の武漢大學・佛學院等は必ず見學すべきもの。佛學院には院長大虚師並に法師・大醒二師が居られる。大醒法師は學院教授で本年五月に佛敎使節として日本に來朝せられた仁で大虚法師の門下であり支那佛敎界第一の月刊雜誌「海潮音」の編輯長である。武漢大學からは「社會科學季刊」と「文哲季刊」とを發行してゐる。

漢陽 はその昔、禹王治水の遺址で漢口の右岸から楊子江の左岸に亘り、漢江沿岸一帯は工業地にして有名な漢冶萍漢陽鐵廠を始め兵工廠・煉瓦・燄藥廠等の諸工場櫛比して、煤煙天を焦すの觀あり。其の南に聳ゆるは禹王廟の建てる大別山（龜山）である。誠に廟前から望めば西北に西月湖、東南に蓮花湖の水、濛々として湛へ、南麓の烟波江濱には晴川閣がある。崔灑の詩「清川歷々漢陽樹、芳草萋萋鸚鵡洲、日暮鄉關何處是、烟波江上使人愁」を取つて明代の范之箴といふ漢陽府知事が創建したそうな。今樓閣の朽腐して顧みられないのはいふまでもない。また西南麓に方一廓を成せるもの、是れ則ち人口四十八萬四千と稱する漢

陽府城にして、官公署・學校・教會堂等がある。府城の西部は河南方面から切出せる木材の堆積地で鸚鵡洲と云ふ漢冶萍漢陽鐵廠は大別山の東麓にある。武漢三鎮を通じて規模最も宏大な工場で、南方長江沿岸から北方約二千米に亘る地域を以て其の敷地とする。今、長江沿岸の鐵工廠碼頭、漢水河口から上流約二百米を登り此に布設せられた輕便鐵道に沿うて進み行けば約三分の一哩で鐵鐵製造場あり。此には五個の汽罐を裝置し煉瓦製二基の熔鑄爐高さ五十四米、直徑五米、二個の貯水池及數個の貯炭所積鑄所等を有す。更に北方約二百米の地點に行くと又、一大長方形の工場（長さ三百米幅八十米）を見る。場内は二部に分たれ、前記鐵鐵産額は年額凡そ十五萬噸ばかり。又熔鑄爐は煉瓦製二個ありて高さ五十五米、直徑五米五あり、熔鐵は長さ一米幅十二種のものとせられ、其の北に於ける工場に於て、鐵鐵は鋼板及びレールに製せらる。西門外の歸元寺は曹洞宗の寺で五百羅漢を安置す。日本の道元禪師の師たりし如淨禪師の所住であつた。今でも時をり日本の僧侶がこの寺で修業することがある。

以上、漢口・武昌・漢陽は昔から武漢三鎮といはれて政治・軍事・經濟・交通・文化の諸方面からその重大性が認識されてゐます。私は日本人が今少しくこれに留意してはしむと注文するもの也。

長沙 武昌から鐵路約二百二十哩。漢口から二百一哩、汽船なら二日間で行けます。湘水下流の東岸に位す、湖南の省城で人口六十萬七千。市街は東西約一料六、南北三料二餘の城壁を以て圍まれ、大小十三門

あり、其の一半は城の西邊に點在す。街衢の清潔なること支那稀に見る所、大西門外一帯は商埠地だから幾多の碼頭、江濱に連り、南門外一帯には鑛物製煉業其の他の工場多く數十の煙突は林立してゐる。米・茶・紙・煙草・漆等の輸出行はる。城内名勝・古蹟に富み、魯國藩祠の如きは殊に名高い。

此の地方は昔から學者の輩出する處である。王夫子・曾國藩・王先謙などの所謂「湖南學派」の人々がそれだ。それから黃興もこの地の生れ。三十年前に日本に來て「東游記」を著した詩僧笠雲芳圃もこの地の産だ。

茲で民國十二年六月一日の所謂「六・一事件」六月二十二日の所謂「長沙事件」といふのが勃發した。その原因は民國が排日運動を阻止しなかつたにあるはいふまでもない。

八、福州、厦門、廣東その他

福州 は一に閩侯といふ。基隆から百二十五哩、上海から四百三十二哩、閩江の河口から溯ること三十四哩、同江の左岸を北に距ること約五料に位し、周圍約八料に亘る高壁を繞らし、七門の設あり。城市南門外より閩江江岸に到る街區並に對岸の蒼前山及び泛船浦一帯を合稱して南臺と云ふ。蒼前山及び泛船浦は外人の居留地にして江中の一小島中洲を中繼點として江南萬壽の兩石橋を以て左岸と連なる。福州は福建省の首府で、列國の爲に開放せられ、人口約三十八萬八千、北に建寧、南に福寧の二大茶産地を控え、漢口・九江と支那茶三大市場といはれてゐる。木材の集散も亦少

からず。昨今は天津・厦門と共に銀の密輸出があつて當局者をなやましてゐるそう。

福州長溪縣赤岸鎮は我が弘法大師一行が第五十代桓武天皇（一四四一—一四六六）の延暦二十三年（一四六四）七月六日、肥前松浦郡田浦を發せられて入唐航海中、波浪に妨げられて八月十日に到着せられた處。大師一行は茲から閩江を溯つて今の南平・建安・浦城の各縣を通つて浙江省に入られ錢塘江の流に沿うて杭州に出られ、それから蘇州・丹徒（鎮江）それから長江を渡つて揚州につかれたことだらう。揚州からは運河で汴州（開封）に着かれ、これから陸路めざす唐の都長安につかれたものでせう。

民國二年の夏、孫中山が袁世凱の政治に抗した第二革命の時に敗けて上海から歐州行の獨逸船ヨルクで香港に落ちんとして福州碇泊中に日本の多賀宗之少將のすゝめに従ひて八月四日に日本汽船撫順丸で同志の胡漢民と共に臺灣基隆に落ちのびた話は面白い。例の上海事變の十九路軍が茲で所謂「福建革命」を起し間もなく蔣介石氏に討伐せられたので今では福建省は蔣氏の指揮下にあつてその餘勢は多少廣東派の陳濟棠、廣西派の李宗仁・白崇禧らに及んでゐることだ？

厦門 一に思明といふ。一八四二年南京條約に基づく古い開港の一つで臺灣と相對し、上海からは六百三十六哩、香港からは二百九十三哩の距離にある。人口約十五萬。二部より成る、一は工人市即ち厦門市であつて地勢峻峭、最高二百米に達する厦門島（周圍五六軒）の西南隅に位す。其の東區は俗に厦門港と稱し、

往時、戎克の錨地であつたが目下は襄運に向ひ、西區は百貨の集散盛なる商業地で、其の東北に圓形の廓壁を繞せる舊城市がある。一は租界で上等の淡水を供給する楸圓形の鼓浪嶼（周回約五軒）にあり、厦門市を西南に距る約八百米。一九〇三年、萬國共同租界として開放せらる。此の地は宋の皇室が元成祖に對して最後の防戦をなし、明朝には海賊の本據となり、日本人の血をうけた鄭成功（國性爺）が明の復興を計り、阿片戰爭には英軍の占領せし處だ。開港以來製茶貿易の中心と成り、紙・煉瓦等も輸出せられ、又福建移民の主要出發港である。本港は輸入超過額夥しきも併し厦門及び其の附近の土民で、南洋諸島、若くは海峽植民地に於ける出稼人からの送金に依つて、調節・決済せられる。厦門の市況は常に意外の活氣を呈してゐるといはれたが近頃はそうでもないらしいとのこと。

民國十三年一月十九日晚に茲で日本との間に所謂「厦門事件」といふのがあつた。茲には大學があり、閩南佛學院がある。佛學院は北平・南京・武昌・開封・成都各地方のそれと共に大憲法師の指揮下にあつて新僧教育を旅す道場で日本語・西藏語・巴利語などを専門的に研究させてゐる。

廣東 は香港から八十哩、六時半程で小形汽船で行くのがよい。上海から自動車でも行ける。その廣東は一に番禺といふ。廣東省の首府で珠江の左岸、北緯二十三度七分、東經百十三度十四分に位し、人口八十一萬二千。香港からは武裝した小形汽船で七時間乃至八時間程にある。夏季長くして四月から十月に亘り、七

八月には日陰に於ても華氏百度以上に上ることが度々ある。夏季の終に颱風の害を蒙ることはおきまり。十一月から一月までは秋二月から春で、實際の冬を缺き、雨季は春になつて来る。十二月は廣東の最も氣候のよい月である。市街は城内・東關・西關・南關・外人居留地に區別せらる。城内は新臺の二市に分たれ、長さ十五軒、高さ七米半、幅五乃至七米半の城壁を繞らせしが、近年概ね撤去せられた。南關は新城の南方にあつて珠江に沿ひ、東關は舊城東門外で、西關は廣東城市及び南關の西隣一帯を云ふ。外人居留地は沙面・河南及び花地に區分せられ、沙面は市の西南隅なる珠江に面する積沙地を埋立てた處。河南・花地は何れも右岸にある。廣東は新式工業は見るべきものなきも、家内工業は團扇・刺繡・象牙細工・木具・藤細工・金銀細工等。もと廣東は西江三角洲の沃壤に介在し、其の近郊は蠶絲・花籃等の物質に富み、又梧州・德慶・肇慶・韶州等の大市場を西江及び北江の上流に控え、且つ珠江の水運は香港・厦門の各地を連絡するから、商業上最も有利の地を占め、夙に外國との交通開け、漢代既に南方諸國と通商して、印度南洋各地人の來航があり、次で唐代大食人、渡來し、唐以後、市船提舉司を置いて通商を監督し、商船に征稅せしこと史上著名の事實に係る。明に至り葡國人の渡航あり、後、東印度會社亦貿易を營みて、盛に阿片を輸入し、遂に阿片戰爭起る斯くて一八四二年（道光二十二年）の南京條約に基づき一八五九年（咸豐九年）開放して互市となつた。生絲・絹布・草蓆・硝子細工・茶陶器等を輸出す。之を要す

梅花社の

篠崎氏(上)

講師 石濱純太郎

菅甘谷先生より護國學を受けたるものに篠崎三島がある。そうして篠崎氏の梅花社は父子相承けて前後三世八十年餘りも育英の業に従ひ、大阪の文運に裨益したものであった。

篠崎氏の先祖は新田氏から出てゐる。天正年間に伊豫の喜多郡に篠崎右馬之丞・對馬の兄弟があつて、河野侯の爲めに土佐の長曾我部家と戦つて討死した。その子孫は農となつて同郡内ノ子村に住した。元祿の頃に小兵衛宗聞なるものがあり。その二代目小兵衛の光忍忠常に五子あつて二番目が長兵衛の靜心忠中である。忠常は五子に田地を分けたが、長兵衛は受けないで、家を出て大洲の河野道臣井上氏に身を寄せて商人として身を立てようとした。井上家は大阪へ移つたが、又彼を招いたので上阪し、口入仲買を業とした。曾根崎の徳峯氏は長兵衛の勤儉なるを見込んで養子にしたのであつたが、徳峯の歿後忠中は養母の意中を忤度して

直ちに裸で家を出て別に身を立て、間も無く、土佐堀西國橋の西南玉水町に仲買問屋として成功した。其内父の三回忌に歸郷した際大洲半紙の暴落せるを買占めて巨利を博した。老後は犬齊橋の側に隱居し、明和六年三月八日七十一歳で死去した。墓は天満東寺町天徳寺に在つて、其文は混沌社の片山北海の撰する所である。忠中には四男あつた。長が彌之、後に龍興、字は輔嗣、號は玉泉、通稱は主馬、禪を好んで得一徹心子と號した。多藝多能の人で殊に書道茶道に名が有つた。天徳寺に在る墓銘は矢張り混沌社中の田中鳴門の撰に成つてゐる。次男が三島。三男が應壽で惟朴と稱し、中年家を出で僧となつて越後へ行つた。四男が知音で夭死してゐる。皆徳峯の姪井氏の出である。

三島名は應道、字は安道、通稱は親を承けて長兵衛、三島は其號で又郁州とも號した。幼より穎悟、六歳既に南無觀世音菩薩の七大字を書いて、筆法渾融、成人の様であつたと云ふ。先代長兵衛は己れが讀み書きの出来ないので愧ぢて子供等には皆修學せしめた。三島は菅甘谷先生門下の兄樂郊に就て句讀を受けたが、左傳を半分卒えたら獨りで他の何でも讀める様になつた。然し十八歳の時に父は隱居して、長兄は商人向きでないからであらう、三島に家業を續かせて二代目長兵衛とした。所が二代目伊豫屋長兵衛の三島はよく其後を續ぎ拮据勉強したので益々富有となり、大名の金融御用をするに至つた。商賣は繁昌するが學問を爲す

るに廣東は水陸交通の便を有し、生業活潑、人口約八十一萬、南支那の大都會だ。此の地の戎克は種類が甚だ多い。因に云ふ南支那には蠻民と云へる一種の支那人あり、寧波・福州等所々に水上生活を營み特に廣東方面ではその數十萬に達し、梧州に至る西江の水面上之を見るが多い。「南船北馬」とはこの謂だ。市内、華林寺に五百羅漢がある、其の一體は例の伊太利人マルコポーロに擬したものと云はれてゐます。此地の中山大學は民族學研究で有名だ。

廣東は香港と共に孫中山・康南海などが中華民國を建立する爲に因縁ふかい處で日本の宮崎寅藏・平賀周・可兒長一等一派と往來して血みどろな行動を示したところである。

香港 はいふまでもなく英領の自由港であるが、その上海南京路の縮圖そのまゝの「支那的」なもの多分を持つ港市として是非、見學してほしい。茲に行くには日本郵船の歐洲航路の船によるか、日本商船の便をかりるがよい。上海から歐洲船にのるのも悪くない。一八四二年、英國領となつてから人口三十五萬八千となつたその躍進的發達の原因は何處にあるかと考へてほしい。街の東、灣仔路方面には日本人が多い。中嶋潮煙女史が「一片誰憐林子情。空教他國競繁榮。荒涼五十年前地。現出人間不夜城。」と詠したのは無理もない。その不夜城は夏の夜、汽船の甲板から眺めると洵に寶玉的美觀の極である。

對岸の九龍半嶋は英國の租借地で鐵道で廣東に行ける。この半嶋は香港と相待つて英國の極東政策上、必

暇は無くなつた。一夕得意先を御馳走して酔ひ潰れたが夜半に目醒めて慨然として歎ずらく、醉生夢死では丈夫と謂へない。そこで再び學問に従ふの決心を新たにしたが、人にはは慙して、晝は商賣をし、夜は潜かに書物を引き出して勉強しだした。進歩に驚いた師の樂郊は自分では不十分だ、勉強するなら甘谷先生に就けと云つたので、こゝに甘谷先生から直接に藤園古文辭の學を受くるに至つた。菅門の同窓には名士が多いし、又當時の大阪には名家の來り住んだものも少くないし、且つは往來の諸國の名流も數多あつたが、町人は其間に立つて周旋して榮もヒケをとらなかつたんだから偉らしいものである。甘谷先生歿後は片山北海を盟主として諸友と混沌社を結び其の詩會の盛は世に傳稱された。一方家業も盛んではあつたが、諸方の貸附の回收が紛擾して思はしくないと、先代のよく行つた證文棒引を、俠氣の性盾から同じく爲すものだから、家道稍々衰へた所へ、又もや凶作を助けて注ぎに注ぎ込んだ藩で會計方が悪事を働いて逃じた。藩では之を捕へて罪せんとしたが、三島は金の還らんものを罪にしても致し方無いと、却て證文を破つて之を助けた、そこで三島はかくしてゐても富貴が求められないものなら吾が好む所に従はうと、伊豫屋を廢業して自宅も賣り、篠崎三島で白子町に私塾梅花社を開く事となつた。時に歳四十、安永五年の事である。然し自ら思ふには自分は商賣の餘暇に學んだのだから、商人として

は餘り有つても、人の師となるには足りない、更に博く古書を見るのみか、卜筮韻鏡國文迄も師を求めて習ひ、書も楷行は出来るが草書はダメだからと手習ひし、六十になつて筆も教へて貰つた。かく自ら勤めて諄々と子弟を教導したから、弟子も年々増し盛んとなつた。遂に米・金を賜はる藩主も出來、阿波の家老稻田家の爲めに年々徳島へ出講釋するし、犬齊橋の先代隱居所を買戻し得るに至つた。これで破産の罪の第一を償へると喜んだ。かくて還暦古稀の盛大なる壽筵を経て文化十年十月三十日年七十七歳で歿した。墓は家の墓所天徳寺に在り、文は古賀精里の筆に成る。子は無。辻田氏の忠五郎を養子としたが讀書を好まないから、分家させて農とした。又加藤氏の金吾を養子としたのが、後の小竹散人である。著述もあるが余は詳しい事を知らない。

三島の學術は師傳の藤園學であるが、自分は晩學で思辨に邊が無いから師説を守つて失はぬ事を願ふと云ふ所を見ても、別に其方の識はないらしい。詩文は早くから諸家と應酬して認められてゐたし、混沌社の元老であるを以て見ても、其才は推し計られる。商人の出で中年から町儒者として立ちて一時の盛を稱し、能く浪連の文運を維持したるは、常人の中々及び難い所のものである。

須不可離の地である。

孫中山は若い頃、茲の醫學校で陳白・鄧弼昌らと勉強したものでいつも中山は全校一の秀才で勉強家で卒業後は澳門で開業した。澳門ではドクトル・カントニの世話になつた。此のカントニー博士夫妻が後にロンドンに休養してゐた時に不注意千萬にも支那公使館につかまつた孫中山を救助した仁である。これは明治二十九年夏の昔話だ。

澳門へは香港から西に距ること三十五哩、小形汽船の速力で四時間で行かれる。媽港・阿媽港と書す。日本の天川屋儀兵衛でしれてゐる「天川」は茲のこと、廣東灣口に於ける不整長方形の半島にありて、東岸から西岸に達し、附近に於けるコロンバヌ・タイバの二島を合はせ、面積十二方軒餘。一五六三年から葡萄牙の直轄植民地だ。西海岸なる支那人街の北端に近く、官許賭博場がある。之を營業するものは多額の税金を納付する。此の税金は總督府收入の大部を占む。こんなところだから世に澳門を「東洋のモナコ」と云ふ。茲で試みに澳門・香港・廣東の三港市を比較考察すると何れにも「支那的」なところのあるのはいふまでもないが併しながら一面に於ては截然とハッキリした差別相が看取せられる。それは廣東は支那領・香港は英領・澳門は葡領といふ點から自然的にもたらせられるものである。その差別相は政治・經濟・文化の諸方面にすべく具視されてゐるのを見のがしてはいけない。都市文化の視察の第一義は恐らくこんな點にあるのではないか。

小山榮三學士の

『新聞學』に就て

岩崎卯一

東京帝國大學新聞學研究室の小山榮三學士は、新聞研究の一社會學者として廣く知られてゐたが、多年研究業績を體系的に整序したる八百四十餘頁の一著作を、『新聞學』と題して最近に刊行せられ、且つ其一部を余にも分與し批評を乞はれた。固より余は社會統制に於ける一機構としての新聞其他に興味を有つとは言へ、『新聞學』なる一新科學そのものには一門外漢なるが故に、批評の資格と自信とを缺く。由つて此新著の特色と思はれるものを左に記述するに止むる。

一、小山學士の『新聞學』は、一獨立科學としての新聞學の成立を學問論的に論證せんとした本邦最初の著作である。これ迄に新聞を對照として取扱つた論稿或は新聞學などの名を冠した書冊は、我國にも相當發表せられ、例へば杉村廣太郎氏の『最近新聞紙學』、棟尾松治氏の『新聞學概論』のごときは一部から相當高く認識されてゐる。然しその殆ど全部は斷片的、隨筆的、技術的解説に止まる。このために操觚業者中には、一學問としての新聞學の成立を初めより信ぜず、時にはかかる學問的企圖を滑稽化して迎けるやうな不所存者もある。これは思ふに、我國に於ける斯學研究陣營が適當な研究を缺如してゐることにも其一因があらう。ところが、社會學に充分なる蘊蓄と造詣とを有たれる小山學士の出現を

其著作發表とは、一獨立科學としての新聞學の成立を確保するに千鈞の力を與へてゐる。本書第一篇第一章「新聞學の認識目的」(三一—三三頁)は、新興社會科學の一としての新聞學の市民権を獲得せんとする學問論的試圖である。

二、小山學士の『新聞學』は、主として社會學の見地に基く新聞研究なることに特色を有つ。新聞に關する社會學的研究としては、我國に於ける濫觴とも見るべき藤原勘治學士の「新聞紙と社會文化の建設」がある。小山學士も先蓋藤原學士と同じく新聞の社會的機能を分析する事に獨自の強味を有し、此點に於ては新聞經營又は編輯等の實際知識のみに頼つて書いた諸類書とか歐米諸國の新聞狀態を資料的に紹介せるに過ぎない諸述作と撰を異にしてゐる。第一篇第二章、「新聞成立の前提條件」(二四—四四頁)、第六章「新聞の組織的機能」(一九六—二二三頁)、第七章「讀者團の構造」(二二四—二四八頁)、第八章「輿論の本質」(二四九—二八〇頁)、第二篇第一章「新聞の實證的解析」(二八三—三六六頁)、第二章「新聞の生態學的基礎」(三六六—三三八三頁)の如きは、相當の年數を理論社會學の研究に年期奉公した專門家でなければ、到底なし得ない分析の仕方である。これ等の主題の何れを採るも、將來は各々専門領域たるべく、而もかかる研究の輪廓は既に描かれて、今はただ其仕上げを待つてゐるやうに思はれる。特に「讀者團の構造」の第一章は、論述簡勁なる丈けに、格段の出來榮である。

三、されど小山學士の新著は、他面に新聞に關する一大展覽會たる内容をも兼備し、新聞に就ての内外資料は殆ど洩れなくその中に收録してある。これ

は東京帝國大學新聞學研究室が著者に與へた諸便宜に由ることも尠くないであらうが、又著者が意識的に新聞の百科全書たる實を具備しようとする企圖された結果である。新聞社方面に就職せんとする者が此著書一冊だけ座右に備へて精讀したならば、他に何等の本を求めなくとも差支無いと言ひ得る程に、新聞に就ての萬有知識がこの本の中に充滿してゐる。著者の平易な記述の仕方は、新聞學の學問論的性質とか新聞の社會的機能とかを論述する部分では、必ずしも最適の表現方法とも思はれないが、第二編第三章以下(三八四—五二六頁)、第三篇「新聞政策」(五二七—五七三頁)、第四篇「新聞史」(五七三—六一八頁)、第五篇「比較新聞學」(六一九—八四五頁)にいたると、俄然光輝を増し魅力を以て迫り、展覽會中において刻々變化する四邊の景觀を眺めて時の經過を忘れるうち最終驛に到着した様な想ひをさせる。

さて、新聞の研究も諸外國の多數大學では早くから一の獨立講座として遇せられ、或大學では新聞學部の創設さへも既に實現してゐる。わが關西大學でも、昭和二年八月十七日、米國ミズリー大學新聞學部長ウィリアムズ教授の來學講演を機會として、正式に新聞學科設置が發表せられてゐる(千里山學報第五十三號八頁参照)。其後或事情に由り一時延期せられてゐたが、最近又新聞學講座開設の機運が醸成されて來たやうに思はれる、かかる際に本格的な新聞學建設の大業が小山學士により着手せられ、且つ顯著な發展を見せてゐる事は、同慶に堪えないところである(小山榮三著『新聞學』昭和十年九月二十日東京三省堂發行、菊版、序文三頁、目次二四頁、本文八四五頁、引用書及參考書二六頁、定價金五圓五拾錢)。



本學記念日改正

本學記念日十二月十三日を本年度より十一月四日に改む。

右は本學の前身關西法律學校が明治十九年十一月四日、西區京町堀下通に創立開校し、同年十二月十三日東區淡路町三丁目に校舎移轉したるものなることを偶々五十年史編纂に際し、古記録に據り確かたるを以て、理事會の決議により學則を改正し、十一月七日附文部省の認可により記念日を變更したり。

教員異動

辭任(十月二十四日) 講師 並山 興 道氏

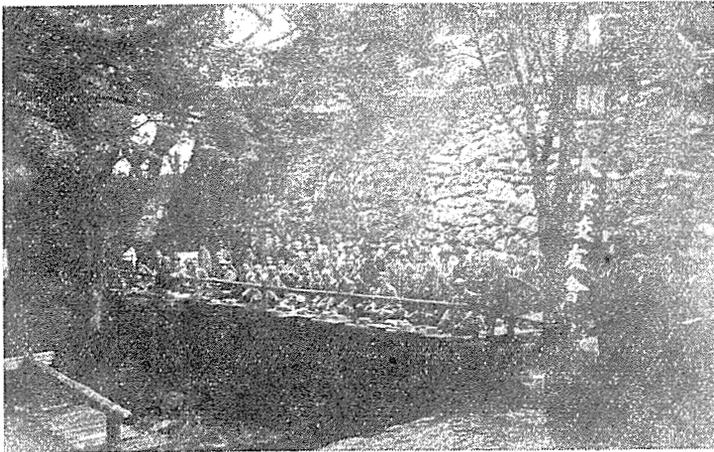
かくほう抄

△村松少將來學 第四師團司令部附村松少將は學部、豫科、専門部の教練視察の爲十月三十日來學せられた。
△關西私立大學學生主事會議 第十一回關西七私立大學學生主事會議は十月二十五日午前十時三十分より本學天六學舍會議室に於て開催、文部省よりは督學官近藤壽治氏出席された。

校友

大阪支部秋季懇親會

大阪支部秋季懇親會は十月二十七日琵琶湖大津の地に於いて開催した。早曉よりの雨は雷鳴さへ伴つて出足を躊躇させたが、小降りになるに従つて京阪天滿驛



(てに畔橋三本城) 會親懇季秋部支阪大

に集る會員八十名、午前八時半濱大津直通の貸切車にて賑やかに出發、八幡淀を過ぐる頃ほひ雲は漸くきれて秋の日射を仰ぐ。濱大津にて更に會員を加へて六家の遊覽バスに分乘し、ガイドガールの優さしき説明を聞きつゝ景と詩と史に恵まれた湖畔を周遊した、先づ三井寺、志賀唐崎の松を経て阪本日吉神社に參拜、禰宜より神社の縁起由來を拜聴、紅葉に名高い三橋のほとり清流に臨む掛茶屋にて中食を共にし、記念撮影の後再びバスにて義仲寺、石山寺に參詣し、瀬田橋畔官幣大社建部神社に參拜して本日の宴會場膳所金波樓に入る。それより思ひ々に碁を圍み、或は魚釣に興じて午後五時湖畔の景を一眸に收める二階の大廣間に開宴、喜多村支部長は挨拶を兼ねて母校の近況報告あり任期満了により幹事の改選をなして、いよゝゝ宴に移り、美楮の餘興に大津情緒を味はひ、歡を交へて午後八時盛會裡に閉宴した。

當日改選の新幹事氏名

戸波 次郎 加藤金次郎 吉木 留喜 武田藏之助
丹 二良 谷岡 登 中務 平吉 中井三之助
野村 次夫 野口政次郎 山田卯三郎 山根 謙藏
松本標四郎 三島 律夫 關 豊馬

當日の出席者

今田 光匡 岩崎 卯一 糸島實太郎 飯田 清藏
飯田 正一 一流 景春 池田信之助 岩島 友一
橋本 鹿藏 花田菊太郎 本田 武藏 富田金三郎
富田 貞男 戸波 次郎 榎本 浩藏 徳矢清太郎
岡本 義男 大田 彦一 尾崎 信夫 河村 信一
桂 忠雄 可野敬四郎 河村 宜介 神尾敷民藏
吉田 管松 吉木 留喜 吉田 一枝 吉村 種藏
玉水 三郎 武田貞之助 高松林之助 丹 二良
谷岡 登 竹西京助 谷口 宗一 内藤 正剛

△岩崎 卯一氏(教授) 文部省大阪府共同主催の成人教育講座(十一月十五日より二十八日迄、於岸和田及布施)に出講、題目「社會思潮とその歸趨」

△吉田 一枝氏(教授) 同じく成人教育講座に於て「立憲政治の本義」と題して出講

△大山 彦一氏(教授) 昭和十年度文部省奨學資金を受く、研究題目「皇道政治論」、尙文部省主催國民精神文化講習會(十月、大谷女學校)に出講、題目「皇道政治と王道政治の理論と實際」

△並山 興道氏(講師) 大阪區裁判所監督判事より青森地方裁判所長に轉任され、本學講師を辭任さる。

△赤羽 照氏(舊講師) 東京控訴院部長判事より横濱地方裁判所長に轉任。

昭和十年度高文司法科合格者

- 今井 勝(昭五 専法) 門田 儒(昭六 専法)
- 武田 太七(昭七 大法) 川上 義智(昭七 大法)
- 中藤幸太郎(昭七 大法) 高橋 文惠(昭八 専法)
- 宮崎 忠義(昭八 専法) 岸川 敬喜(昭八 専法)
- 原 良男(昭八 専法) 藤倉 利一(昭八 専法)
- 竹内 猛(昭八 専法) 河内 兼三(昭九 大法)
- 竹澤喜代治(昭九 大法) 岡野 一隆(昭九 専法)
- 青木 治(昭一〇 専法) 谷口 彌一(昭一〇 専法)
- 宮本新太郎(昭一〇 専法) 森本 正宣(昭一〇 専法)

福岡支部秋季例會

十月十六日午後五時市内料亭岩永に於て開催、支部長池田重吉氏一場の挨拶を爲し、母校の近状を報告し次で幹事の改選を行ふ、支部長指名にて伊崎義雄氏、古賀肇氏の二名に決し直に宴に移る、美味を以て名ある岩永の料理に博多の美妓は酒間を斡旋し、酌むは飲むは漸次酔の廻るに連れ階級の區別もあらばこそ、孰れも燒芋時代に歸り高談爆笑やがて歡を盡し、和氣霽々裡に散會したるは全夜十時頃なりき。

- 中務 平吉 中塚 竹藏 中村源次郎 中尾房太郎
- 中村長之助 永井 量一 永田 良雄 長瀬萬壽治
- 永齋 泰男 植田 完治 歌橋 千秋 野崎勇次郎
- 野村 次夫 黒田基次郎 藪下吟次郎 山田卯三郎
- 山根 謙藏 山本 順應 矢口孝次郎 山崎 敬義
- 安川安太郎 山口 辰雄 松本標四郎 松本茂三郎
- 松本芳太郎 前田 常光 松廣 末松 松本 實造
- 福田 次彦 古川 武 袋井榮太郎 小泉 幸治
- 近藤 友房 瀧美元次郎 佐藤 繁 喜多村桂一郎
- 菊池金次郎 木戸卯之助 木村順次郎 岸本 芳夫
- 三島 律夫 宮崎 秀夫 南 清 白川 明吉
- 清水 兵衛 新町 徳之 神保 敏雄 正田 麻治
- 引野 秀春 關 豊馬 瀨尾 永治

尙文會

昭和九年專門部國漢科卒業生の同窓會たる尙文會の本年度懇親會を十月十九日阪町の石堂で新町會長に御出席を願つて開かれた。會員の大部分は教職にあり時あたかも好季なので運動會の準備とか遠足等のため出席するもの僅かに数名ではあつたが會長の支那旅行談中等教員無試験問題等久し振りの會合でもあり、少人数の事と一層打ち寛いで時の移るのも忘れ一夕を愉快に送つた。

開業と紹介

- ▼植松忠次郎君(大三 専法) 東區淡路町二丁目三四に辯護士事務所を開設、(電本三三三三五)
- ▼在里 三芳君(大二三 専法) 法曹報徳會を設立し、簡易に法律顧問の術に當る、西區北堀江御池通五丁目九(電新町四一五九)
- ▼葛田 博史君(昭七 大法) 辨理士、葛田特許事務所を北區堂島中二丁目三四(電北四一七三)に開設
- ▼檜垣 壽男君(昭五 大法) 蒲田町一三九八に於て北電機計器製作工場開始、住所東京市蒲田區蒲田町一四二(電蒲田二四八七)
- ▼子原 一夫君(昭八 専法) 辯護士開業、住所港區東田中町三丁目一七(電西三六二八)
- ▼西本 寛一君(大一 専法) 今般株式會社重役論を大阪大同書院より出版した。

動 靜

安達彌五郎君 (大七 專法) 大阪市社會部福利課住宅係
長在職中の處病氣の爲退職

中野榮次郎君 (大七 專法) 東區今橋二丁目新井證券會
社、住所住吉區天王寺町三三四九

堤 熊治君 (大九 專法) 警部補、兵庫縣三宮警察署
勝進 良藏君 (大二 專法) 大軌電車六田驛長、住所奈
良縣吉野郡大淀町新野大軌社宅

宮本 五郎君 (大二 專法) 警部、富山縣氷見郡氷見町
氷見警察署長

佐野 茂君 (大二 專經) 香川縣廳土木課、住所高松
市天神前二〇九

宮崎 久樹君 (大二 專商) 住友銀行佐賀支店、住所佐
賀市水ヶ江町二八

百武 進君 (大二 專商) 佐賀縣杵島郡農會、住所佐
賀縣杵島郡江北村佐留志乾一八二七

深井 湛君 (大七 專法) 大阪辯護士會、住所東淀川
區十三西ノ町四丁目一三

(女性同友)
岡林 重義君 (大二 專商) 齒科醫師、住所釜山府水晶
町三四五

遠藤 孝司君 (大二 專商) 大阪市產業部、住所旭區赤
川町八〇

鈴木 康之君 (大二 專商) 文壽堂支配人代理、住所横
濱市中區大橋町一丁目一四

中村 英一君 (大二 大商) 住友銀行、住所兵庫縣川邊
郡小田村長洲稻川新田三八

石川 友也君 (大二 專法) 鐵道省大阪改良事務所、住
所神戸市林田區寺池町一丁目四七

岡田 登君 (大二 專法) 京都府中舞鶴町戶籍主任、
住所京都府加佐郡中舞鶴町和田八〇二

西元 梅松君 (大二 專法) 東京地方裁判所檢事局
植田 完治君 (大七 專法) 辯護士事務所を左記に移轉
東區豊後町三三三 (電六六八八)

山家 斌君 (大二 專法) 廣島鐵道局出納課
東瀨 俊次君 (大二 專法) 熊本縣廳土木課、住所熊本
縣天草郡本渡町小松原

橋村 壽夫君 (大二 專商) 岡山縣宇甘東村收入役、住
所岡山縣御津郡宇甘東村高津二八二

西村六三郎君 (昭二 專法) 鶴橋警察署
松本 繁信君 (昭二 專法) 奈良市役所、住所奈良縣生
駒郡平城村押熊一七一

原田 直美君 (昭二 專法) 滿洲國濱江省寧安縣寧安金
融合作所理事

宮武 正利君 (昭二 專法) 廣島鐵道局庶務課文書掛。
住所廣島市已斐天保町二五一五〇三四

橋本 太一君 (昭二 專經) 帝國信榮會社、神戸市須磨
區潮見台町五丁目四一

名劍 淺次君 (昭三 大法) 西區土佐堀通二丁目肥後橋
ビル五號室大新京日報社大阪支社長

伊良原 覺君 (昭三 專法) 大阪鐵道改良事務所、住所
中河内郡八尾町西郷六二九

吉田 近義君 (昭三 專法) 神戸稅關
山本 勉君 (昭三 專法) 廣島鐵道局、住所廣島市霞
町三〇五〇三

坂本彌市郎君 (昭三 專經) 大阪瓦斯會社、住所奈良縣

宇智郡大阿太村佐名傳六四九
平井 美水君 (昭四 大經) 日本生命吹田出張所長、住
所三島郡吹田町松ヶ鼻

西村 勝君 (昭四 大經) 大日本化學研究所、住所南
河内郡長野町幸通り

矢野 榮君 (昭七 大經) 大阪市電氣局、住所尼崎市
難波南通五丁目二二一

松村晉次郎君 (昭四 專法) 奈良縣廳、住所奈良市法蓮
町

佐伯 正夫君 (昭四 專法) 關東洲大連警察署
後藤 延治君 (昭五 大法) 大阪時事新報社を辭し大阪
朝日新聞社德島支局に勤務

中村 進君 (昭七 專商) 基隆水上警察署、住所基隆
市義重町五丁目二一

廣田 弘應君 (昭八 大法) 台北市京町一丁目三三三日用
工業新聞社台灣支局

山下 邦宣君 (昭八 大商) 南區安堂寺橋通一丁目三六
橋本商店

子浦 淳美君 (昭九 大法) 日本勸業銀行台南支店、住
所台南市大正町三ノ三

齋藤 美夫君 (昭九 專二法) 北稅務署、住所港區市岡魁
町二丁目二一

三宅 完君 (昭一〇 大法) 辨理士、糸崎鐵道學校教諭
住所廣島縣御調郡糸崎町東野沖福寄

鹽谷 史郎君 (昭一〇 大商) 神戸市神戸區京町七四セシ
トラルビル内ユニオン自動車商會

當山 竹一君 (昭一〇 專二法) 大阪營林局庶務課、住所
港區市場通一ノ一〇

住所移動

本田 武藏君 (大六 專法) 東區谷町一丁目一二
 橋本民三郎君 (大六 專法) 東成區片江町四二五
 内田 吉平君 (大八 專法) 尼崎市北竹谷町二ノ一〇六
 栗山 忠雄君 (大九 大法) 住吉區北田邊町五五一ノ一
 城戸 清君 (大九 專法) 此花區秀野町三二二
(舊住居)
 上野外次郎君 (大一〇 專法) 東京市世田谷區大原町二七
 大橋仁三吉君 (大一〇 專法) 東京市小石川區下富坂町八
 竹内專一郎君 (大一一 專商) 兵庫縣武庫郡本庄村西青木
 丁ノ坪一四七ノ一
 馬郡 信六君 (大一一 專商) 佐賀縣小城郡芦刈村永田三
 一五
 横山 侃二君 (大一二 專法) 神戸市原田鐵道省官用地
 田口 正男君 (大一二 專法) 西成區粉濱西之町二丁目八
 正富 代次君 (大一二 專商) 東淀川區元今里南通二丁目
 一一
 末廣 滿吉君 (大一二 專商) 豊能郡豊中町櫻塚一一四二
 深瀬 義廣君 (大一二 專商) 京都市左京區岡崎法勝寺町
 八一
(舊住居)
 寺岡 秋男君 (大一二 專商) 兵庫縣武庫郡大庄村濱田南
 居地六七
 乾 敬三君 (大一二 專法) 尼崎市竹谷町三丁目一一一
 三宅富三郎君 (大一二 專法) 愛媛縣周桑郡吉岡村新町三
 六八
 竹村熊二郎君 (大一二 專經) 豊能郡豊中町櫻塚九〇〇
 岡田 保君 (大一二 專商) 東京市杉並區河佐ヶ谷二ノ
 六一八

吉田 文雄君 (大一二 專商) 熊本縣天草郡下浦村二七七
 福田 三郎君 (大一二 專商) 西成區新開通二丁目
 岡田 儉一君 (大一二 專商) 港區東田中町五九
 加藤 克己君 (大一二 專商) 滿洲國チ、ハル南大街
 菅家 左京君 (大一二 專商) 神戸市須磨區天神町二丁目
 四七
 曾我部軍治君 (大一二 專法) 東淀川區野中北通二ノ一八
(大三四 專法)
 穴吹 好雄君 (大一二 專法) 香川縣大川郡石田村石田西
(大三四 專法)
 一〇八
 松田 博光君 (大一二 專法) 高知市通町五八
(舊住居)
 菊農正太郎君 (大一二 專法) 豊能郡南豊島村利倉八五三
 杉本幾太郎君 (大一二 專法) 東京市日本橋區箱崎町四丁
 目一
 藤本清一郎君 (大一二 專商) 北區相生町三〇、堀氏方
 齋藤 喜市君 (大一二 專商) 東淀川區三國町七五〇
 田淵 昌平君 (大一二 專商) 港區桂町三丁目一九
 安居 秀雄君 (大一二 專商) 和歌山縣那賀郡若出町岡田
 三〇〇
 藤本 壽哉君 (大一二 專商) 鳥取縣東伯郡倉吉町東町
(舊住居)
 佐竹 延秀君 (大一二 專商) 三重縣鈴鹿郡晝生村三寺一
 〇八
 松本 清重君 (大一二 大政) 神戸市湊區上三條町八八
 佐藤 末造君 (大一二 專商) 南區天王寺六萬體町五〇七
 五、長谷川氏方
 大嘉田良一君 (大一二 專法) 東淀川區十三南之町二ノ空
 鷺塚 新君 (大一二 專法) 住吉區天王寺町三一七一
 衛藤 忠雄君 (大一二 專法) 神戸市須磨區東寺町一
 伊原富士夫君 (大一二 專經) 岡山市國富三一

岡邊 季雄君 (大一二 專經) 岡山縣淺口郡寄島町三一六
 越田 宇一君 (大一二 專經) 金澤市長町二番丁九ノ一
 板谷 幸君 (大一二 專經) 京都市東山區木町二丁目
 四七九
 延藤 喜秋君 (大一二 專經) 住吉區山坂町一丁目五ノ一
 山下 梅吉君 (大一二 專商) 神戸市湊西區三川口町三丁
 目一五
 平尾 榮君 (大一二 專商) 旭區大宮町七丁目二九
 渡嘉敷唯達君 (大一二 專商) 天王寺區細川谷町五三
 泉 義三君 (大一二 專商) 兵庫縣武庫郡大庄村西字南
 川端六六八
 久保 政雄君 (大一二 專商) 東成區腹見町四八〇
 植田 完治君 (大一二 專法) 東區豊後町三三
(大七 大法)
 大石 鼎君 (大一二 專法) 高知縣長岡郡本山町大石四
 辻井 安英君 (大一二 專法) 福岡市地行東町二四二
 土平 收平君 (大一二 專法) 西宮市石在町一四二
 山中 源喜君 (大一二 專法) 此花區西野田大野町一ノ五
 本田喜代松君 (大一二 專法) 東淀川區三國本町八一
 久保好太郎君 (大一二 專法) 南河内郡高鷺村北宮八五
 山田 謙君 (大一二 專法) 東淀川區國次町二七一
 阪口 芳治君 (大一二 專法) 住吉區駒川町八丁目二二
 門脇 六郎君 (大一二 專經) 京城市漢江通一一ノ七四
 藤原 周市君 (大一二 專經) 堺市綾之町東一ノ一八
 山下 與平君 (大一二 專商) 旭區南島町五六
 木村 彌策君 (大一二 專商) 旭區南島町一九
 山田 清君 (大一二 專商) 兵庫縣加西郡北條町北條一
 二一八
 今瀧 忠重君 (大一二 專商) 兵庫縣川邊郡小田村金樂寺
(大四五 專法)
 字西福寺一五
 石川 和夫君 (大一二 專商) 住吉區山邊東町三丁目三二

足立	美衛君 (天一五專商)	東淀川區元今里北通二ノ莞	佐藤	保男君 (昭三 專法)	岡山市上伊福繪岡町三六	永井	一郎君 (昭一〇專英)	北區善源寺町七丁目二〇	
齋藤	忠治君 (天一五專商)	東京市芝區濱松町一五ノ一	三野	虎一君 (昭三 專法)	和歌山縣那賀郡粉河町粉河	改	姓	名	
滿江	光彦君 (天一五專商)	鹿兒島市武町一六三四	上坂	榮治君 (昭三 專經)	豐能郡池田町石橋三〇四	(舊)		(新)	
鹽川	德藏君 (天一五專商)	鹿兒島市東千石町三八	大塚	例一君 (昭三 專經)	北河内郡蹠蹠村中振三〇四	成川	靜太郎	鳴川	靜太郎
三上	健夫君 (天一五專商)	朝鮮慶尙南道梁山郡梁山面	藤野	芳雄君 (昭三 專經)	三島郡阿武野村赤大路壹ノ二	岡崎	義重	川口	義重
地田	留吉君 (昭二 專法)	三島郡吹田町片山二〇四	福島	正二君 (昭三 專法)	北區曾根崎上二丁目六六	郡山	良雄	太田	良雄
金淵	賴君 (昭二 專法)	大正區小林町一〇二廣信會	細坪	重吉君 (昭三 專文)	住吉區西今川町五丁目九	海島	透	森川	透
山口	彌太郎君 (昭二 專法)	和歌山縣日高郡湯川村小松	海野	圓城君 (昭三 專文)	東淀川區本庄町九六四ダイ	那須	貞次郎	酒井	貞次郎
畑中	一雄君 (昭二 專法)	北區浮田町一二九	千田	林作君 (昭四 大法)	福井市佐佳枝上町一一五	大久保	要三	地上	要三
小掠	敏藏君 (昭二 專法)	此花區恩貴島南之町一七〇	落合	幸作君 (昭四 專法)	港區高尾町一丁目三八	渡邊	外次郎	上野	外次郎
西田	巳之治君 (昭二 專法)	豐能郡櫻井谷村小路一〇	西川	毅夫君 (昭四 專法)	神戸市湊區都乃町二ノ二〇	有田	保	松尾	保
藤岡	正巳君 (昭二 專法)	中河内郡布施町東足代七〇	多田	政吉君 (昭四 專法)	丸龜市土居町六五〇	松田	正義	松田	博光
和田	喜久繁君 (昭二 專法)	高知縣安藝郡赤野村乙元三	難藤	廉平君 (昭四 專法)	東京市澁谷區千駄ヶ谷九三	國友	重義	岡林	重義
長野	武郎君 (昭二 專經)	岡山縣小田郡笠岡町笠岡二	渡邊	正知君 (昭四 專法)	北河内郡住道村尼崎	中村	好三	種野	好三
板橋	悟君 (昭二 專經)	東京市赤坂區新町五丁目二	筒井	國義君 (昭四 大法)	東區谷町一丁目日本生命大	碓	勝	岡島	勝
窪田	忠一君 (昭二 專經)	東淀川區國次町二九八	矢野	義一郎君 (昭四 專經)	豐能郡豐津村垂水八五一	中村	政憲	吾東	政憲
栗原	稔君 (昭二 專經)	尼崎市難波中通八ノ二〇八	大橋	清信君 (昭四 專商)	高知縣幡多郡中村町七八〇	川邊	久男	田中	久男
安田	常郎君 (昭三 專商)	三重縣一志郡大三村二木本	木島	倫三君 (昭五 專商)	東淀川區三國町八三九	相馬	慶三郎	橋本	慶三郎
武藤	滿君 (昭二 專商)	東京市杉並區高圓寺六丁目	久井	忠雄君 (昭六 大法)	松江市南田町千年町三六ノ二	中村	政憲	渡邊	正夫
瀨戶	米一君 (昭二 專商)	港區石田布屋町三ノ一四六	宮下	政憲君 (昭六 專商)	天王寺區天王寺西門西入	熊倉	正夫	和	田五十次
島田	健治君 (昭三 大法)	奈良縣山邊郡朝和村永原四	荒賀	博君 (昭八 大法)	住吉區天王寺町三三六八、	山田	五十次	前	田五十次
塚本	正一君 (昭三 專法)	神戸市林田區長田村坂頭九	羽田	野久夫君 (昭八專二法)	住吉區天王寺町三三〇二	洞	信夫	永	井一郎
岡本	武君 (昭三 專法)	西成區海道町五	長島	理一郎君 (昭八專二法)	大正區北恩加島町五三官舎	勝	田一郎		
伊東	章君 (昭三 專法)	此花區上福島南一ノ一六一	高昌	燦君 (昭一〇大法)	東成區猪飼野中六丁目一四				
種野	好三君 (昭三 專法)	堺市甲斐町西三丁一〇	角通	一雄君 (昭一〇大經)	北河内郡寝屋川村堀溝三三四				
			忽那	純孝君 (昭一〇專二法)	東成區南生野町五ノ二一				

千里山法律學會

第十五回例會 十月二日(水)午後三時

中谷教授 ナチス獨逸に於ける司法權の獨立

獨裁國家たるナチス獨逸に於ては果して政府聲明の如く司法の獨立が保障せられてゐるのであらうか、眞に疑なきを得ない。即ち一九三三年一月三〇日ヒットラー内閣の成立以來、その所謂國民革命の途上に於て、又その後の所謂新國家生活に於て、司法權の獨立が疑はれたことは一再ならず起つた。例へば國會議事堂放火事件の裁判、ユダヤ人放逐に係る裁判等に關し動もすれば裁判所の行動に干渉すべしとの強硬論が急進的なナチス黨員の間に出来た事も事實であつた。加之ロエーム一派の反政府的陰謀に對してつた政府のクーデターの如きは、實に司法權の獨立を疑はしめた最も顯著な事例の一である。然るにナチス政府は裁判所に對する干渉説を極力否認し、指揮者自身及司法大臣フランクは共に司法權の獨立を保證する旨を度々聲明してゐる。かゝる保證の聲明が政府の深い政治的考慮——即ち干渉が法的安全一般に對する國民の期待を裏切り、爲にナチス政權に對す

る國民の信頼を失はん事を懼れて之を防止せんとする政治的考慮に出たものであることは固より疑ひないが、然し既に權力分立主義を抛棄し所謂全一國家を贏得たとする獨裁國獨逸に於て、尙且司法權の獨立を問題としなければならぬと云ふ處に寧ろ問題があるのでなからうか、即ち獨裁國に於ても亦司法權の原則は裁判そのもの本質上然かく容易に抛棄され得ないのでなからうか、然しそれにしても政府以外に不霸獨立な裁判所の存在すると云ふ事は所謂指導原理を具體化する上に於ても可成りの障害となるに相違ないであらう。ナチス政府は一方に於て司法權の獨立を保證しながら他の一面に於て其の獨立の範圍を縮小せんと腐心してゐる、矛盾でなければ老翁である。ナチス法學者達の謂ふ司法權の獨立は多くの如きナチス政權の代辨の域を出ないが、ここではフライブルヒ大學教授ケルソンの司法權獨立の限界を瞥見して、ナチス獨逸に於て司法權の獨立が如何に取扱はれてゐるかの一斑を窺ひたい。との前提の下に約二時間に亘り講述あり、多大の感銘を興へて六時散會、(佐藤傑)

出席者中——谷、木村、野村、安藤、西村、柳瀬の諸教授、學生約二〇名
猶「ナチス獨逸國に於ける司法權の獨立」の詳細は公報雜誌昭和十年四月號參照

哲 學 會

大江精志郎氏を迎へて

去る九月廿八日我が哲學會では本年度第二回の哲學會を千里山豫科新校舍に於て開催す。

その日の講師は大江精志郎氏(雜誌理想の主幹)を迎へて「世界觀學の理念」なる演題の下に約二時間に亘つて得難き講演を持つた。

氏は永く獨逸に留學せられ哲學の研究に専念研鑽せられた、歸朝後雜誌「理想」を主幹せらるゝ外諸種の著述がある。目下關西學院大學に教鞭を取つて居らるゝ多才なる士である。又氏は獨逸にてハイデッガー哲學を深く研究せられその根底の上に氏獨持の世界觀を樹立せられた。(「世界觀學」なる著書あり)

即リツケルト、その他の主宰せる新カント學派に對立せるフツサールの現象學派の流をくむハイデッガーの基礎的存在學又は自覺存在論の上に尙之を辯證法的に止揚して高達なる哲學的世界觀を樹立されてゐる。

氏はその世界觀に於て之を三部分に分つてをられる即哲學的人間學、次は哲學的價值學、最後は哲學的目的學とである

氏は又此の學の體系の方法論として哲學的論理學を説定されてゐる。氏が世界觀を斯の如く三つの部分に分けられたのは決して世界觀に此の三部分が判然分れてゐるのではない、段階的のものではなくして世界觀の三方面の見方に過ぎない。

第一の哲學的人間學は生の哲學の立場に一致するものと思はれる。第二の哲學的價值學は

人間の幸福は價値の實現である——最高善——如何にして最高善を追及するや

——合目的生活は如何にして成就されるか——ハイデッガーの覺識即絕對的存在の直觀——之等に遂に萬有即天國に一致するか?之が又如何にして思想と合一するか?を項を追ふて説かれ而して哲學的目的學に到り之は道德の世界より神の世界即宗教の課題となつた即ち人間の生存は

歴史的に最高善を達成せんとする價値的實現の生活である——世界觀學と宗教との關係——神的實在の最高の秩序を人間に表はす事である、一同時の過ぐるを知らず千里山上も漸く暮色蒼然、時に六時過盛會裡に此の意義ある會を閉會した此の日の出席者左の如し。

武内、岩崎、龍野、新町、大山、菅、諸先生先輩數名、學生十數名その他聽講として赤羽助教授が見えた。

國文學會

上町臺地舊蹟及大阪偉

人墓所巡

南木芳太郎氏は上方郷土研究會長として、又雜誌「上方」の主筆者として知られた方である。吉崎氏の肝煎で南木先生に御案内をお願いして十月例會として右の行事を行った。新町、飯田の兩先生を初め會するもの十餘人、朝九時半の高津神社を振出しに、西寺町、谷町、東寺町、

上木町より、生玉寺町、夕陽丘附近を経て安居天神を打止めに六時過ぎまで、實に收穫多き有益なる行事であつた。

西高津中寺町では正法寺で三代目中村歌右衛門、浪花五人男のかりがね文七、極印千石衛門、蘭八節の始祖官蘭鸞風軒中村富十郎、文化年間の四天王寺再建に献身的努力を捧げた浪華町人の華、淡路屋太郎兵衛、及、有賀長收等の墓の御説明を拜聽する。以下概ね寺名と舊蹟墓所のみを誌すことにする。

同じ西高津中寺町では本經寺に豊竹越前少様の墓がある。

谷町八丁目、七丁目では、大仙寺、淀屋介庵。

法妙寺、近松門左衛門、

門左衛門の墓は彼の盛名に對して少し少さすぎるとも思はれるが、却つてその

雅趣ある自然石の墓碑に墓はしきを感じられる。道をずつと東して御差町に入ると今日の收穫の最も大きいものゝ一つ、契沖の圓珠庵がある、俗には寧ろ鎌八幡さんとして知られてゐる。圓珠庵の舊い藁屋根は半ば傾き、室内は秋晴の目にも似ず薄暗い陰影を漂はせてゐる。同寺内には下河邊長流の墓もある。

長專寺、岡田米山人、岡田半江、小橋寺町より東寺町中寺町では次の如くである。

大應寺、木村兼葭堂、森川竹窓、傳長寺、武内確齋、頼山陽筆の碑面の文字は立派である

西念寺、熊谷直好、味原池の趾、高津宮の趾、寶國寺、野坡、

光傳寺、梅川忠兵衛の墓、梅松院、片山北梅、入江昌喜、

——以下午後の部——
上木町では、

實相寺、椀久松山、五井蘭洲、雲願寺、井原西鶴、中井鑿庵、中井竹山、中井履軒、

西鶴の墓の保存について南木先生は種々骨をお折りなつた由で、圓珠庵と同じやうに繪巻書を出してゐる。

生玉町、生玉寺町、生玉中寺町と行程を急ぐ。

生國魂神社、北向八幡、隆國寺、圓通寺、大江丸、丹羽桃染、青蓮寺、竹田出雲、

月江寺、六萬休町の義士の寺で休憩、茶を頂戴して和尚の案内で義士の木像を見、四十七士の墓に詣る。同時に佐々木泉明の短冊塚もある。

六萬休町から夕陽丘に出る、その間。天陽寺、二代目竹本義太夫、

春陽軒、尾崎雅嘉、梅舊院、不二庵二柳、芭蕉の碑、安藤

秋里、折から青々先生一派の芭蕉堂開扉記念の句會が催されてゐた。

珊瑚寺、墨澤翁滿、加藤竹里、淨春寺、尾崎散木、麻田剛立、田能村

竹田、各務文獻、かくて家隆彌終焉の地、夕陽丘に出た

折から陽は西に傾きつくして夕靄の中にその美觀を恣にしてゐる。孤阜の上、西

面せる家隆彌の碑面には空風火水地の五字が餘暉に淋しく映じてゐる。今日の行と共に恐らく會した者皆の終世忘れ得ぬ

景觀であらう。清水寺の下に出た頃はもうすつかり夕

闇があたりをつゝんでゐた。浮瀬の趾、増井の水を経て安井の天神に出た。まだ

一心寺、茶臼山と豫定が残つてゐたが、

時刻も晩いので南木先生に厚く御禮を述べて解散した。

尙今日の行程には這入つてゐないが、この附近に、契沖が一時住持をしてゐた曼荼羅院跡、お千代半兵衛の墓として最近発見された墓のある銀山寺、文獻上お

初徳兵衛、及お千代半兵衛の墓のあることになつてゐる久成寺、稱念寺、藤澤東

陵、南岳、黃鶴三先生の墓所の齡延寺等のあることを附記して置く。

(津田記)

法律研究會發會式

昭和十年十一月五日午後二時半
天六學舎第二十五教室ニ於テ、專門部主
事武田藏之助先生ヲ會長トスル一部法律
研究會發會式ヲ舉行ス。

從來一部三年法科學生ヲ於テ法律研究會
ナルモノヲ組織シ、過去二箇年有半ノ歳
月ヲヒタストラ法學研究ノ歩ヲ進メタルモ

今回ソノ範圍ヲ擴張シ、本學專門部法科
全學生ヲ網羅シタル法律研究會ト其ノ組
織ヲ改ム。

會長 專門部主事

武田藏之助先生

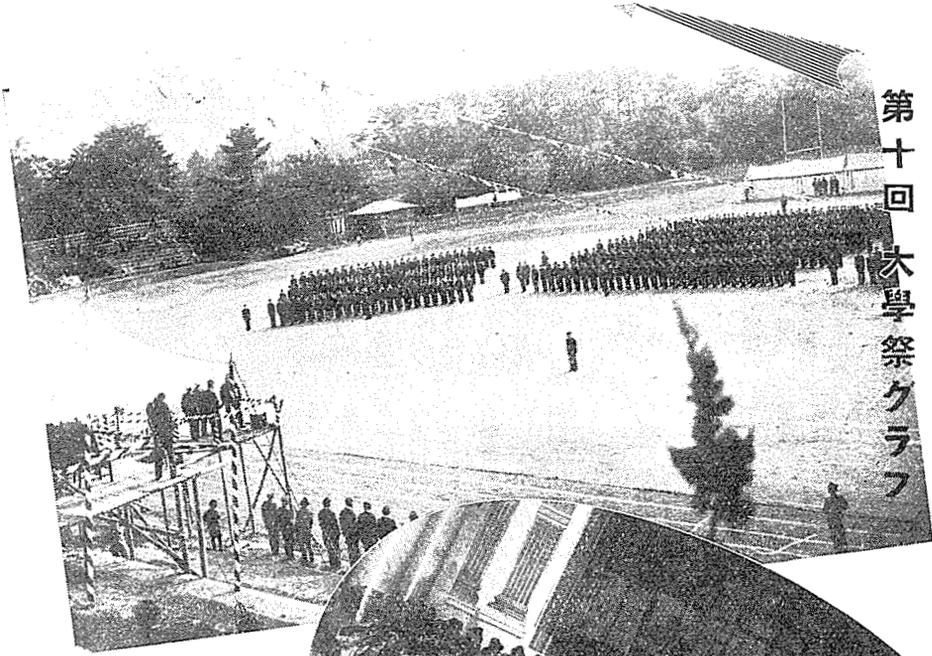
役員 學友會三委員並ニ

クラス三委員

正會員 專門部一部

全法科學生

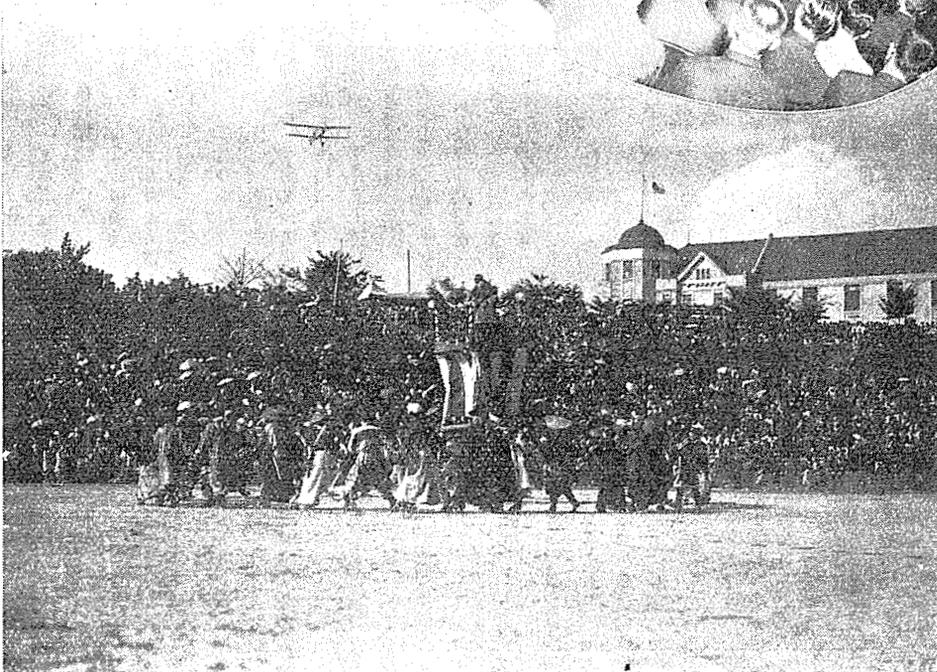
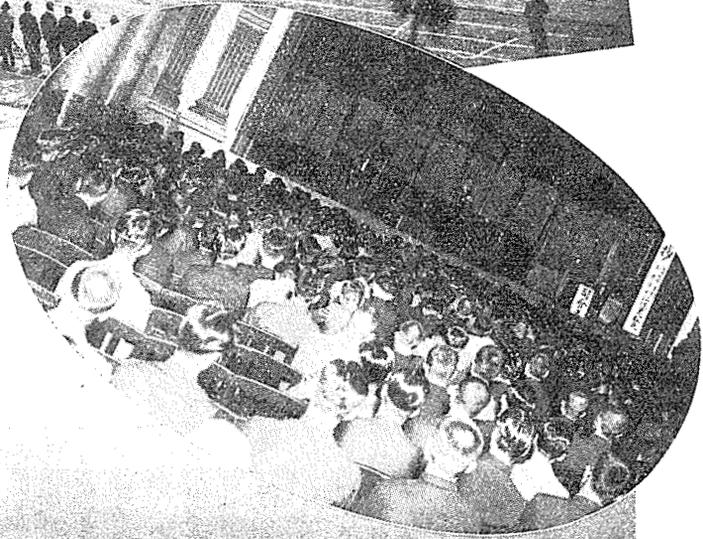
第十回 大學祭ケラフ



典式祭學大 (上)

會演講術學念記 (中)
堂會公央中於

衆觀と興餘 (下)





大學生紀念祭スプラント

記念學術講演會

豪華大學祭のトップを切つての學術講演會は、十月十六日午後六時より左のプログラムに依つて舉行されたが、當夜は満場大聽衆を以て埋められ、滔々たる講演者の熱辯と相俟つて、終始大講演會の夢幻境の零圍氣に浸りつつ、盛會裡に且つ意義深く時刻を過した。

會場 中之島中央公會堂

- 司會者 岩崎 卯一
- 開會之辭 教授 岩崎 卯一
- 一、東アフリカの形勢 教授 中村長之助
- 一、將來の婚姻法 教授 木村 健助
- 一、帝國憲法の特質 教授 仁保 龜松
- 一、資本主義發展に於ける一傾向 講師 丸谷 喜市
- 閉會之辭 教授 古川 武

大學祭式典

此の晴れの日、秋氣満ちた千里ヶ岡學園一帯は清掃されて、今や切つて落されんとする大學祭の序幕を飾るかの様、陸續と詰めかける觀衆を抱容して、こゝに華々しく第十回大學祭式典が開始された。定刻、大グラウンドに學長以下教職員並に全學徒整列、國歌合唱嚴肅裡に國旗掲揚、次で學長の挨拶あり、終つて學部、専門部一部、豫科の分列式舉行、隊伍堂々一絲亂れぬ日頃の訓練振りを示し、學歌第一節を齊唱の後、折柄山々の木魂をゆるがして上る一發の煙花合圖に、五千全學徒を擧げての各種催物の大プログラム、その奇想を凝らしたパノラマ圖繪の展開工作に一途突進する事となつた。

米式蹴球紅白試合

過般來朝のアメリカ學生蹴球團オール・スターズに依つて刺戟され、一躍人氣沸騰、野界の寵兒となつた米式蹴球を、午前九時より約半時間に亘つて、本學紅軍白軍の戦士に依り熱戦火花を散らして勇壯新興スポーツを、來觀一般大衆に紹介した。

陸上競技

午前十時より關大スピリットのもとに運動王國の本格的競技にと、左の順序に

て舉行。

- (1) 百米豫選 (2) 走高飛 (3) 圓板投 (4) 四百米豫選 (5) 二人三脚 (6) 袋飛 (7) 走巾跳 (8) 二百米豫選 (9) 千五百米決勝 (11) 食物競走 (12) 飴食 (15) 兒童競走 (16) 關甲、二商リレー (17) 中等學校リレー (20) 唐手紅白試合 (21) 障礙物 (22) 砲丸投決勝 (25) 百米決勝 (26) 槍投決勝 (27) 四百米決勝 (28) 二百米決勝 (29) 中等學校八百米競走決勝 (30) 大學專門學校千六百米競走 (31) 學友會各部入場式 (33) 學友會各部競走 (34) 各課對抗四百米リレー (35) 來賓提灯競走

風俗行列

急激の様な拍手に迎へられて意氣容々大グラウンドに出現の百鬼夜行はこれ恒例の名物風俗行列、各科想ひ／＼に何れも今様學生氣質を十二分に發揮して觀賞効果百パーセントであつた。

- 一、化粧行列 (專 二)
- 二、千里山音頭 (專 二豫一)
- 三、關大おけき (專 一)
- 四、土人踊 (第一豫一、二)
- 五、日向音頭 (專 二)
- 六、大名行列 (第一豫三)
- 七、青春音頭 (第二豫二)

學生馬術大會

學内馬場では正午より多數來賓を迎へ且又一般參加を得て盛大に左記の諸競技を了へた。

- (1) 團體馬場馬術 (2) 旗取競走 (3) 卷乘競走 (4) 速步競走 (5) 一般障礙飛越 (6) 豫科、專一、專二對抗 (7) 高等馬術及特殊步調 (8) パン喰 (9) 少年少女馬術 (10) 團體模範馬場馬術 (11) 琴平競技 (12) 一般團體障礙對抗 (13) 模範自由障礙 (關西學生乘馬聯盟選手) (14) 單一高度障礙飛越

學生訪校祝賀飛行

午後二時秋晴れの空を轟音高く母校訪校飛行をなした荒川少意君の妙技、同君は昨年度朝日主催の全國學生飛行大會に直線水平並に攪混爆彈投下に優勝した二等飛行士で、美事な低空飛行を敢行の上メッソーヂ花輪を投下、幾度も／＼急旋回に確實な技術をみせて地上よりの感嘆の聲に送られつゝ去つた。

音樂演劇其他

威徳館に於いては午前九時三十分より満員の盛況を以て開演左の通りのプログラムにより何れも好評を博した。

- 一、能樂 千里山關西大學能樂會

イ 素謡 橋辨慶 細川 生男

澤田 修

松田 勝義

ロ 獨吟 狸々 三上喜代次

ハ 仕舞 人島 多羅尾敏夫

任舞 鐵輪 松田 勝義

二、尺八 千里山都琳會

千鳥外二曲

三、獨唱 専門部二部

1 此の道 2 出船の歌

3 アイアイアイ 4 エレデー

佐藤 幾治

四、タンゴ・バンド 千里山有志

1 スキート・ゼリ 2 カンパリンタ

3 ポエマ 4 セビラナ

5 山に月が登れば

五、ハーモニカ・バンド 専門部二部

1 行進曲、遙かなるウインナ

2 長唄、小銀治 3 序曲、バクダツ

トの酋長 4 長唄、奴さん 5 行進

曲、軍艦マーチ

六、ハーモニカ・バンド 専門部一部

1 ドリーム・タンゴ 2 別れ来て

3 コロラドの月 4 ポエム・タンゴ

5 ジブシーの月

八、詩吟 眞子 武晴

九、演劇(同志の人々) 豫科有志

10、マンドリン・オーケストラ

千里山音楽部

1 關西大學々歌 2 ミレナ

3 ワルツ・カンタービーン

4 モーメント・ミュージカル

5 序曲、悪魔の囁き

二、獨創藝術 澤 一夫

1 絶たれる生命 2 引力の崩壊

3 夢の現實

三、演劇(兵營の夢) 専門部二部

三、演劇(息子) 専門部一部

展 覽 會

押すな〜で長蛇の列を造つた觀覽者の景氣の良さに、恐れを抱いて退却した人さへある豪勢な展覽會、ユーモアたっぷりと含ませて其處此處で觀客を喜ばせ嘖嘖たる好評であつた。

(本館一階)

一、吾輩の人生觀展 二、明 暗 展

三、洋 畫 展 四、エチオピア展

五、伊エ戦争展 六、學生氣質展

七、刀 劍 展 八、趣 味 展

九、カメラ展 一〇、映 畫 展

二、統 計 展 三、雜 感 展

一三、語學展 一四、陸上競技蹴球戦績展

一五、哲學展 一六、世界事情早わかり展

一七、國體明徴資料展

美術繪畫展覽會

(本館法三教室)

摸 擬 店

舊豫科校舍跡を中心に、二十三箇所の赤白ダンダラの天幕陣、レコードコンサーートのサービースに美味しい汁粉、關東煮甘栗等と學生俄商人、千客萬來に大車輪の活躍であつた。

第十回大學祭役員

執行委員長 學 長 仁保 龜松
副委員長 豫科長 村上 喜貞
副委員長 専門部主事 武田藏之助
(學生役員主任)

執行本部 學 部 森 福太郎

專 一 近藤 孝

專 二 橘 高 護

宣傳印刷係 學 部 黒田 隆一

專 一 西山 二郎

專 二 富田 正雄

設 備 係 學 部 中西 親文

專 一 坂本 竹雄

專 二 伊藤 清三

講 演 會 係 學 部 岡本 顯潤

專 一 衣笠 要一

專 二 中本 勇

音 樂 演 劇 係 學 部 石井 隆雄

專 一 甲斐 龜夫

展 覽 會 係 學 部 大矢 五朗

專 二 小林 實

風俗行列係

專 一 中岡 保

專 二 西 義次

專 一 古野 靈輝

專 二 森尾 善一

專 一 橋本二三四

專 二 細川喜代見

式典分列係

專 一 土井 義男

專 二 吉本 悞

賣 店 係 學 部 跡見 保光

專 一 山本 一樹

專 二 山本伊三郎

衛生係

學 部 水島 滿男

專 一 中谷 顯一

專 二 福永 正雄

接 待 係 學 部 須藤 榮一

專 一 玉島 守

專 二 藤川 真一

進 行 係 學 部 入坂 利武

專 一 谷口 義正

專 二 原田 利雄

運 動 競 技 係 學 部 田仲 信義

專 一 増田 清

馬 術 大 會 係 學 部 川井幸太郎

專 一 有留清太郎

專 二 増田 種徳

新 聞 係 學 部 岡崎 光夫

專 一 青木 實

專 二 野田 義人

能 勢 正一

◆拳闘部

神宮アマチユア拳闘関西選決勝

十月二十七日、於甲子園

バンナム級

○濱口 (關大) 判定 山本 (大星)

フエザー級

○南 (關大) 判定 花岡 (從横)

ライト級

○關本 (關大) 棄權 木村 (大星)

ミドル級

○白井 (關大) 判定 金城 (大日支部)

◆ラグビー部

十月二十七日、於花園競技場

對同志社大學

同志社 48 (24) 24 0 6 關大

◆庭球部

對法政大學定期戰 十月十二日、於法

政コート

(法政) (關大)

○小林 7 1 5 6 1 3 寺澤
 ○吉田 8 1 6 4 1 6 廣澤
 ○服部 6 1 0 6 1 1 隈元
 ○廣部 6 1 1 6 1 1 岡久
 ○中野 1 0 1 6 2 1 6 藤井
 ○松下 1 1 6 6 1 6 倉光

十月十三日、於法政コート

○吉田 7 1 5 6 1 2 寺澤

小林 1 1 6 3 1 6 廣瀬

○服部 6 1 1 6 1 2 岡久

○廣部 6 1 2 6 1 1 堀内

松本 0 1 6 6 1 4 藤井

○中野 6 1 3 7 1 5 9 1 7 倉光

東西學生對抗 十月十九日、於甲子園

山岸 (東) 6 1 2 6 1 6 藤井 (西)

村上 (東) 6 1 2 6 1 1 倉光 (西)

十月二十日、於甲子園コート

塚田 (東) 6 1 1 6 1 2 藤井 (西)

山岸 (東) 7 1 4 5 1 7 5 1 7 倉光 (西)

裏門部二部 (軟式)

對大阪商大戦

(關大) (商大)

辻元、西川 2 1 4 藤本、大久保
 和田、小西 4 1 2 掛谷弟、原田
 野口、田村 5 1 3 大西、西
 遠井、龜井 2 1 4 掛谷兄、築山
 宇座、大關 1 1 4 今野、前本

優勝者決定

和田、小西 5 1 6 藤本、大久保

野口、田村 4 1 2 掛谷兄、築山

野口、田村 2 1 4 今野、前本

對大阪藥專戦

關大 4 1 1 大阪藥專

◆馬術部 (裏門部二部)

京都學聯主催全國學生大會

九月二十九日

優勝(難路障礙) 辻川平太郎

皇國乘馬練武主催大會

十月二十日

優勝(障礙飛越) 下野津高治郎

◆弓道部 (千早山)

道場竣功 部長藤澤教授外小田切、高

尾、幸田、馬場、林等諸先輩の絶大な援

助により間口三間半舉行二間半の道場が

新築された。部員は今後、練習が唯一の

仕事と相成り立派な戦績をせめてもの恩

返しにと猛練習中なり、後日理事諸先生

が御援助下さる由にて部員一同感謝致し

居ります。

道場竣功記念大會 十一月二十三日

(祭)一般弓術家、大學、高專、中學等を招待して竣功記念大會を開催せんものと目下準備多忙中、尙ほ當日の大會會長は部長藤澤教授、委員長は大日本武徳會範士小澤氏である。

第一回學内大會 十一月二十七日開催豫定、各部對抗並びに個人優勝を行ふ豫定。

豫科定期戰 大阪商大豫科對本學豫科の第一回對校戦は十一月十七日(日)午後商大道場にて開催豫定である、本學豫科メンバー太田(豫三)菅沼、北川(豫二)長野、谷口(豫二)補缺(小林、尾崎、藤田)

(裏門部一部)

此スポーツシーズンに出場の定期戰並

びに各種大會

一、對大阪高醫定期戰(明年度ヨリ春期ニ行フ)

一、對大阪外語定期戰

一、大阪商大道場開キ競射大會

一、大高主催、大朝後援競射大會

明治神宮體育演武大會 出場プラン

左の如し、

十月二十七日より三十日迄於佳江合宿練習、十月三十一日午後上京。

十一月二日三日明治神宮體育演武大會

出場十一月四日午後歸阪。

皇陵崇敬會 (千里山)

第三次第二十回例會

十月二十日、田原、帯解方面に舉行す
午前八時十五分大軌上六を出發、油阪に
てバスに乗換へ、羊腸の道を上ること約
五十分、十時十分頃、光仁天皇御陵に參
拜。それより又バスにて引返して、春日
宮天皇陵に參拜す。此處にて關大佐。田
所先生と別れて圓照寺に向ふ。途中、正
曆寺に參詣、それより靈元院天皇々女、
後水尾天皇々女御二方の御墓に參拜の後
山村御殿に至る。次いで崇道天皇陵を參
拜し、更に、奈良に至り、興福寺開化天
皇陵を參拜す。これを以て本日の豫定を
終了し、四時大軌奈良驛前にて解散す。
當日參加者 關大佐、田所先生、三上
稟、徳山、佐々木、石田、大先

參陵會 (専門部一部)

第二次第四回例會(第三十一回)

秋酬の今日(十月六日)山城中部桃山附
近に例會を催す、參加者十八名、宇治陵
禮拜堂に參拜後河村先生より講話を拜聽
し、小徑を上る事三丁にして見張所に至
り、附近に散在する諸陵を一眺の中に拜

す、それより昭憲皇太后伏見桃山東陵、
明治天皇陵、桓武帝陵、乃木神社、光明
寺陵に參拜して伏見町に入り伏見松林院
陵、近衛天皇陵、鳥羽帝陵、白河帝陵に
參拜す。時に三時斯くして我々一日の行
程無事終了し、清淨なる田園の空氣を滿
喫し身も心も清められ和氣霽々として歸
路につく、

出席者 河村(信)、可野、袋井、久保
田諸先生並に楠島先輩、中岡、飯尾、梶
木、小石、緒方、黒田、林、笠原、石田
岡本、坂本―一般參加者 平井君

基督教青年會 (専門部一部)

吾が専門部基督教青年會は先輩の卒業
後熱烈なる同志なき爲、一時途絶したる
憾あれ共片山教授の厚き御支援により又
會長神田兄副會長、西岡兄並びに會員一
同の献身的努力により本年頭初本會が再
起する事を得たるを欣快とす。

我等一同が力強く感ずる事は先輩、學
部、豫科、専門部が一體となりて内外的
に働きつゝある事である。我等一同の働
きを茲に概述する事とす。

四月二十四日 於三十三教室ビケンス
先生御指導のバイブルクラス講座を開く

五月四日 於三十三教室祈禱會を開く
奨勵者神田兄、緒方兄、閉會後茶話會レ
コードコンサートを催す。

五月三十一日 於三十三教室宗教哲學
研究會を開催す、講師片山教授、出席者
ビケンス先生外十一名。

六月十五日 於土佐堀基督教青年會館
全關大基督教青年會の集會をなす、奨勵
者大阪學生聯盟主事宮崎氏、出席十四名

六月十七日 於先輩森田兄宅卒業生及
び在學生の親睦會を催す、奨勵者先輩櫻
井牧師出席者十名。

六月二十二日 於ビケンス先生宅ビケ
ンス先生の滿洲旅行出發の歡送會並びに
親睦會を開く出席者九名。

六月三十日 學外傳道に北大阪福音教
會へ神田、緒方兩兄を派遣す。

十月三十日 先輩櫻井牧師宅に於て全
關大の家庭集會を催す。

八月二十四日 能勢方面へ全關大のキ
ャンピングに行く。

九月二十一日 先輩溝淵兄宅に於て全
關大の家庭集會をなす、義捐金を北海道
罹災者へ送附。

十月九日 於三十三教室ビケンス先生
の滿洲視察談あり、出席者十名

十月二十三日 於三十三教室ビケンス
先生御指導のバイブルクラス第二學期講
座を開く。(竹田達君報)

辯論部 (専門部一部)

北陸遊説――我辯論部は本年度夏

期遊説を北陸地方に敢行し第一部辯論部
をして未曾有の盛況裡に且幾多の收穫を
もたらした、吾等は金澤、富山、新潟と
北陸の地に大論陣を張り政治的、思想的、
經濟的怒濤の眞只中に於ける北陸民衆に
對し學校として學徒の立場に於て一脈の
光明を興ふべく、正義と悲憤の涙を以て
社會改造の大旗の下に熱叫し多大の支持
と共鳴を得た。

かくて吾々は學徒として完全なる言論
の自由を北陸の地に確立し以て進歩的學
徒の役割を無事果し得たのである。

七月七日 金澤市教育會館
七月九日 富山市總曲輪小學校講堂。

九月十二日 新潟新聞社ホール。
各會場を通じ、大盛況裡に進歩的學徒
の役割を果し得た。

尙本遊説に際し御指導に御厚情を給は
りました森川先生、金澤新報社、中西、
田中、越田各先輩、富山地方裁判所長藤
井義成閣下、富山日報社、新潟新聞社並
びに最後迄隊員に激勵下さいました諸先
輩、諸先生をはじめ、學友會員一同、第
二部辯論部員一同に此處に厚く感謝の意
を表す。

遊説隊員は――衣笠要一、森尾善一、
野田義人、五島守、入木眞一、衛藤司、
浦本哲彦、田方滿夫、以上八名。(田方記)

校友名簿並に學報に就いて

一、校友會員名簿は基金制（一時拂金參圓也）に依つて發行して居ります。昭和十年版名簿は本月下旬、遅くとも十二月上旬に刊行します。此の際至急御申込下さい。

一、學報は年額壹圓であります。校友諸賢の御購讀を切望致します。

昭和十年十二月 關西大學學報局

申込書

一金圓也

學報維持費（自昭和至昭和）年 月 日
校友會名簿基金

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治 昭和

年 學部
專門部

科卒業

一、勤務先

一、現住所

編輯餘録

▽學報局の窓を敲く蕭條たる秋風の聲を聞きつゝ、將に校了に近からむとする校友名簿の朱筆に汚れた原稿に見入る一萬の會員を擁して年毎に部厚さを増すこの名簿の一頁／＼に、多くの風雅が隠れてゐるのではあるまいかと、一ケ年の地味な蒐績が、やがては快よいインクの薫りをたて、新刊される事を思へば楽しい。

▽關大スポーツでは近頃籠球部の躍進振りが一段と目醒ましい、續いてホッケー部、蹴球部と、庭球部も倉光、藤井兩君の健闘がいつも光彩を放つてゐる。過般のオリンピック陸上競技選拔選手候補發表の中には、本學から長尾、谷口、藤枝、戸上、並びにOBの大島の諸君が載せられてゐた、本學陸上部の實力を裏書するものであらう。

記事訂正

○前號校友動靜欄中「辻内良隆君（昭七大法）江里口法律特許事務所勤務」とあるは、「辯護士なる君は辨理士江里口春志氏と共同事務所を東區京橋二丁目京阪ビル三六號室に開設」と訂正

○前號高文筆記試験合格者中、山田巖君並に鈴木一郎君は同名異人につき取消

十二月號休刊

恒例により本誌十二月號は休刊し、一月號は一月一日附を以て發行いたします。

投稿について

- ▲校友會支部、學友會各部の情報は時を移さず至急御報告下さい
- ▲校友諸氏の住所、職業等の異動並に開業、著作出版等の節は詳細を是非御一報下さい。
- ▲原稿締切毎月二十八日、締切後は翌月廻し。
- ▲原稿の取捨は御一任下さい。

不許複製

大正十一年六月十五日創刊
昭和十年十一月十日印刷
昭和十年十一月十五日發行

大政市東區龍川區長橋中道二丁目十二番地
關西大學發行所

大政市北區榮町上三丁目十五番地
印刷所 谷口印刷所

大政市東區龍川區長橋中道
發行所 關西大學學報局

天六學舎 關西大學
電話 龍川 一五三九
長崎 一七六〇
攝津 二六七五

千上山學舎 關西大學
大政市外千上山
電話 吹田 一三三

編輯 神屋敷 民藏
發行人 谷口 印刷所

關西大學研究論集

第四號 (昭和十年十一月一日發行)

ニューザンスの概念に就て

教授 本庄鐵次郎

英國衡平法の概念及機能 教授 安藤光

本邦經濟主體に反映せし佛敎

思想と其現象……………教授 賀來俊一

貨幣の供給に就いて……………助教授 森川太郎

世界經濟構造の變化と景氣變動

……………助教授 中川庸太郎

マックス・シェーラーに

於ける善の問題……………教授 武内省三

義門の活用研究について……………教授 飯田正一

第一號目次

王道の意義を檢討して皇道の法理的考察に及ぶ(仁保龜松) 社會及社會學論の體系形態(岩崎卯二) 權力の構造(大山彦一) 都市計畫(森下政二) 特別市制論(中谷敬壽) 貨幣的景氣變動論(武田鼎一) 連鎖店組織に就て(加藤金次郎) ロシア東方政策の地政學的吟味(中村良之助) カントの歴史哲學(片山正直) ハーデイと婦人問題(内多精一) ウォルト・ホキットマンの詩特に "Songs of Myself" に就て(田邊清市)

第二號目次

倉庫寄託契約論(野村次夫) フランス法に於ける内縁(木村健助) 貨幣の主觀的價值並に其の決定に關する考察(正井敬次) 我國に於ける陸運事業の統制問題に就て(河村宜介) 國民主義の基礎問題(古川武) カール・デイルの社會法的經濟學(赤羽豐治郎) 平均値論(河村信二) 佛敎に於ける社會的實踐(三枝樹正道)

第三號目次

日本憲法特質論(吉田一枝) 私法法規の時間的適用範圍に關する一考察(西村信雄) C・I・F・賣買に關する英法的解釋と其實務的考察(賀屋俊雄) 西歐封建社會の構造(矢口孝次郎) 企業經營能率の測定(西村勝太郎) Aldous Huxley に於ける「不純淨」と眞實(堀正人) 楠公精神の展開(新町徳之)

第一號 (昭和九年十月發行)
第二號 (昭和十年二月發行)
第三號 (昭和十年六月發行)
定價各壹圓 送料十錢

發賣所 甲文堂書店
大阪市東淀川區長柄中道
振替六二五二〇番



増設開店せる駿々堂心齋橋販賣部東店は

高等・専門・大學門生諸士の参考書販賣店として

各種専門書を取揃へ、皆様の御來店をお待ちしてゐます

何卒書籍に關する御用は弊堂を御利用下さいませ

●主要販賣圖書

法律・經濟

商業・工業

機械・産業

宗教・哲學

文學・社會

部賣販橋齋心堂々駿

店兩西東の目軒二へ北車下橋齋心一電市
いさ下し出び呼おを番七〇〇一場船一話電

番七〇八二・四五一一南話電 部 版 出 堂 々 駿 九二町水清東區南市阪大

最近經濟問題

豫約募集

叢書

全三十二卷

● 內容見本進呈

第一回配本

(十二月上旬配本開始)

エロノミクス誌 副部長
大阪毎日經濟部

平尾彌五郎著

金・銀・世界恐慌

東北帝國大學教授

新明正道著

國民革命の社會學

豫約規定

刊行期日 昭和十年十二月より毎月二卷刊行

體裁 四六判九ポイント組各卷二二〇頁並製函入

定價 各卷 八十錢 送料各卷 十錢

申込方法 申込金不要、最寄の書店又は直接發行所へ御申込下さい

頒布方法 豫約・分賣自由

(順CBA名氏者筆執) 覽一 書叢題問濟經近最

新景氣論	新景氣觀測論	米國の新經濟政策	ナチス農業統制	金融理論の新傾向	國民革命の社會學	獨占理論	新社會設計圖	財政社會學	反產運動と産業組合の問題	アウタルキー論	厚生經濟學	經營學の新展開	爲替新理論	動的會計學	中小工業の組合運動	經濟學の根本問題	金・銀・世界恐慌	統制インフレーション	生と死の經濟	カルテル鬭爭論	戰爭經濟學的發展
大阪商大助教授	大阪朝日新聞社 經濟副部長	大阪商大助教授	大阪商大助教授	神戶商大助教授	東北帝大教授	大原社會問題研究所 研究員	立命館大學教授	和歌山高師教授	經濟學博士	大阪商大助教授	東京商大助教授	神戶商大助教授	慶應大學教授	大阪商大助教授	關西大學教授	經濟學博士	大阪毎日新聞社 經濟部副部長	九州帝大教授	大阪商大教授	大阪商大教授	東京帝大助教授
豊崎	武田	白川	四宮	新庄	新明	笠信	大岩	大畑	蜷川	名和	中山	古林	金原	木村	磯部	堀部	平尾	波多	福井	藤田	有澤
一	一	一	二	博	道	太郎	誠	七	三	一	一郎	喜樂	之助	三郎	一	一	五郎	野	治	三	巳

一一ノ一町錦區田神市京東 堂文甲 通中柄長區川淀東市阪大 番二一八三七 京東替振 番〇二五二六 阪大替振